

議事録 (案)

件名： 契約監視委員会 (2016 年度第 4 回)
日時： 2017 年 2 月 27 日 (月曜日) 10:30~12:30
場所： JICA 本部役員会議室
委員長: 不破 邦俊 公認会計士 委員: 関口 典子 公認会計士 木村 琢 磨 千葉大学大学院専門法務研究科 (教授) 中久保 満昭 あさひ法律事務所 (弁護士) 乾 英 二 国際協力機構 監事
JICA: 神崎理事、調達部 (事務局) 藤谷部長他数名 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、国際緊急援助隊事務局、東南アジア・対象州部、中東・欧州部、JICA 横浜、JICA 東京、JICA 九州、各数名
議題: 1. コンサルタント等契約及び研修委託契約の一者応札・応募に係る個別点検 (2015 年度契約) 資料 1 2. 2017 年度の契約監視委員会の運営について (案) 資料 2

議事概要:

1. コンサルタント等契約及び研修委託契約の一者応札・応募に係る個別点検 (2015 年度契約)

【資料 1】

本委員会における点検対象契約 10 件の点検結果及び質疑応答は以下のとおり。

司会: 本日の対象はコンサルタント契約及び研修委託契約の一者応札・応募に係る個別事業に関する点でございます。なお、第 2 の議案といたしまして、来年度、2017 年度の契約監視委員会の運営についてということで調達部のほうよりご説明を申し上げます。

それでは、委員、よろしくお願ひします。

No.1 フィリピン国南北通勤鉄道事業 (マロロス - ツツバン) 詳細設計調査

委員: では、早速始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最初、フィリピン国南北通勤鉄道事業 (マロロス - ツツバン) 詳細設計調査というものからお願ひいたしたいと思ひます。これは私と中久保委員、乾委員、3 名が選ばせていただけていますけれども、基本的には金額がすごく大きいということ、あと、それぞれほかにもお配りいただいている資料に書いてありますけれども、まず、委員の選定理由としては、金額及び合計人月が圧倒的に大きく、五者の JV が応札していることからすると、委託業務を分割することで競争性を確保する余地がないのか確認したいということですが、委員、何かご質問はございますか。

委員：これは1つの発想の例というか、ちょっと思いついたことを書いただけなのですが、選ばせていただいたほかの件でもあるのですが、多数者のJVが一者応札というふうになって、前々から素朴な疑問としてあったのですが、本来、競争性があり得るところをJVを組成することで今回はここが主に業務をやって、次回のJVではこちらが主に業務をやってというような実質価格調整に当たるようなことができるのではないかと、というまず素朴な疑問と、それと、これ、人月がものすごく大きいので、そもそもプロジェクト自体の規模からすると単独での応札というのが難しく、あるいは少数者のJVでの応札が難しく競争性が確保できないとすると、もともと難しい案件だということになるのか、あるいは過大なプロジェクトを少しでも切り分けて、規模を小さくして競争性を確保するということが不可能なのか、そもそも業務の内容からして不可能なのかどうか、そこをちょっとご説明いただきたいなというふうに思って選定させていただいたということでございます。

JICA：おっしゃるとおり、鉄道の規模としても非常に大きい案件であり、その案件に関する設計等を実施する業務であるため、今回発注した業務も非常に大きいものとなっております。それに加えて、今、日本政府のインフラ輸出ですとか、日本再興戦略、あるいは質の高いインフラパートナーシップといった日本政府の政策に基づきまして、インフラの案件は数も増えており、規模としても非常に大きくなっております。

鉄道の分野でも、この案件自体も確かにかなり大きいですが、それ以外にもかなり大きな案件がたくさん発注されている状況にあります。

そもそもコンサルタントの層が鉄道の分野はもともと多くないところに、案件が非常に増えていて、その中でもこの案件は非常に大きいということで、結果的に五者のJVを組んでご対応をされるという結果になったと承知しております。

切り分けができないのかというのは、去年も私はこの場におきまして、ミャンマーの案件での鉄道事業の詳細設計業務というのがございまして、全く同じ議論になったのですが、やはり鉄道の1つのシステムとして実施する以上、相互間の技術的な関係を勘案するのは非常に大事です。例えば車両の部分だけがある企業が設計して、その下の土木の部分をはかの企業にというのは、現実的には技術的な担保がなかなか難しく、効率的でないというふうに考えております。

委員：次、委員のほうからは、契約金額、M/Mが最大であること、ほかの円借款インフラプロジェクト形成調査でも数者のJV・一者応札が多いが、その理由とJV形成プロジェクトについて、わかる範囲で説明してくださいということで、今のご質問と似ていると思うのですが、何か追加でご質問があればお願いします。

委員：ありがとうございます。今のご説明にあったように、政府の方針でインフラ輸出の中でこういった案件が鉄道は特に多いと思っており、No. 4のフィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業も同じようになっているのですが、1つは、協力準備調査からD/Dに進んでいると思うのですが、協力準備調査を受注したところがD/Dのコアになって上限を訂正されて

いるように見えるのですが、要するに自分たちでTORを決めるところがまた次の調査をとっているような懸念がないようになってきていると思うので、それはどういうふうに配慮したかということと、それから、価格の硬直性というのは多分この一者のところでは一番重要になるので、例えば予定価格内で応札されてやったのかということ、それから、最後に、質の担保というところが多分あると思うので、それは例えば第三者委員会みたいに有識者の方々が質の内容を見てチェックしたのかというその質、それから、価格の硬直性、それから、透明性について、それぞれ教えていただければと思います。

JICA：まず、1点目のF/S（フィージビリティースタディー）を協力準備調査を受注した企業がそのままD/Dを受注するのに有利になっているかということですがけれども、F/Sと設計というのは、連携はするものの、違う内容です。F/Sをやった企業は当然有利ではあるのですがけれども、必ずしも同じ企業でなければできないということではなくて、過去にも鉄道の案件でも、ほかの分野でもそうだと思いますけれども、F/Sを実施した企業と別の企業が詳細設計を受注するという事はあったと承知しております。

それから、2点目の価格のところですがけれども、実はこちらが予定していた予定価格よりも先方が出してきた見積もりというのが非常に大きいものでして、おっしゃるとおり、一者応札になってしまうとどうやって価格の競争性を保つかというのが一番難しいところで、私どもとしても悩ましく思っております。ただ、相当な回数の契約交渉を重ねまして、JICA側としても確かにコンサルタントのプロポーザルで認められるということもございましたし、コンサルタントの側でも元々彼らが提案したやり方よりももう少し効率的にできるということを認めたという点もございましたので、結果的には私どもの予定価格と先方の最初に出してきた見積もりの間でおさまったということがございます。

3点目の透明性のところですが、すみません、外部委員の方が入っていたかどうか、ちょっと今は承知しておりません。

委員：これから類型化じゃないですがけれども、何本か私が知る限りにおいても鉄道分野があって、かつ供給者であるコンサルタントもゼネコンもそんなに日本のほうは多くない中で透明性を保ちながら価格も上がらないで迅速にやれと言うのはすごく難しいことだと思うのですが、だからゆえに、今言った透明性、公平性、それから、質の担保、多分、委員会等でされるのかと思いますが、そういったところはこういうふうに押さえられているという説明が常にあったほうがよいのではないかと質問した次第です。

今後、同じ類型のやつが多分フィリピンのメガマニラでも同じような形になると思うのですが、そういった私が申し上げた公平性と透明性、価格として問題ないかというのも必ずチェックしていただくような形をとっていただくのが重要ではないかと思います。

それと、もう一つ、これは政府に物申す話じゃないと思いますが、やはり供給業者が限られているときに全て日本でやれというのは私はおかしいのじゃないかなど。何かもう少し問題提起されたほうがJICAとしてもいいのではないかと。例えば、JVになってしまう、JVというのは日本と例えばほかの国とのJVになるとか、そういうことも必要になってくる

のではないかとおっしゃったので、これはコメントですのでお答えいただく必要はないと思いますけど。

JICA：わかりました。

JICA：今の委員のご指摘の中でも特に価格の妥当性みたいなところについては、場合によってはもう少し外部有識者の力を借りつつチェックするような体制が組めないだろうかということは、内々、調達部のほうでも検討しているところでございます。

委員：最後にしますけど、この手の案件が何件か出てくると思うので、類型化したところの問題点等、組織的に押さえるべきポイントというのをまとめて報告していただきながら、委員の先生のご意見を、私も含めてですけど、話させていただくというほうがよいのではないかなと思っております。

委員：私のほうから質問ですけど、単純に金額が大きいので選んだというのが私の選定理由なのですが、閲覧資料を事前に拝見しましたら、選定するときの技術評価をして、その技術評価について、どちらかという、今回は技術評価のほうを重視しているようなことが書いてあったと思います。「各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り第7により提出された見積価格を参考として公表順位を決定します。」というような説明がこの資料の11ページあたりに書いてあるのですが、位置づけは4つの案件、大体同じような選び方をしているのですが、これは要するに質を確保するために1位と2位を比べて、1位が断トツであれば、とりあえず価格は無視して交渉を始めるというやり方をしておられているということではよろしいのですか。

JICA：はい。そこはコンサルタント契約に関しましてはそういった共通のルールでやらせていただいております。

委員：この契約ですと、最初にM/Mのガイドラインみたいなものが募集される時に書いてあって、実際のM/Mがそれよりもちょっと超えたぐらいのところでおさまっていると。この閲覧資料によると、目途として示されていた業務量が488.5M/Mで、実際には497.5M/Mで決まったということなのですが、今のご説明で最初は価格が随分高かったというお話なのですが、結局、価格が高いというのは、向こう側が見積もってきた業務量がこちらが予定したよりも大分多かったというようなことですか。

JICA：そうですね。こちらが提示した業務量、M/Mよりも向こうが提示したものがかなり大きいものが出てきて、それについて先ほど申し上げたとおり何度か契約交渉をする中で先方としても納得して価格を下げ、こちらとしてもコンサルタントのプロポーザルの内容を確認してこういうやり方であれば少し増えるのは仕方ないと認めた部分もございまし

たので、その間に落ちついたというところです。

委員：価格の決め方というのは、M/Mが決まると格付が1、2、3とかいう型があって、そこで直接人件費というのは大体決まってしまって、それに120%を掛けたりとかして決まるので、受注したほうが受け取る金額というのはある程度M/Mとどういう方が張りつけられるかで決まっちゃうと思うのですけれども、価格の透明性というのは、ある部分そういうところでM/Mが合理的であれば大体おさまっちゃうかなというようなふうになっちゃうと思うのですけれども、ただ、この案件の場合ですと何か外部に委託するというのは結構金額がすごく大きくて、そのあたりが、そこら辺の透明性とかいうことになると必ずしも計算式で出てこないという部分があるのですけど、当初、受注をしたジョイントベンチャーが提案していた見積もりというのは、そこら辺の外部の下請を使うところもかなり下がったというようなことですか。

JICA：はい、おっしゃるとおりで、直接人件費の差もありましたし、外部に再委託、現地での再委託をするというところもかなり差がありました。その2つも結構リンクしておりまして、例えば私たちが直接人件費で行うと考えていたところをコンサルタントとしては現地で委託をしようと思っていたということがあります。今回の件でいうと、そのどちらともについて先方を見積もりがこちらの見積もりよりもかなり多かったため、その両方、また、それ以外の項目も含めた全ての項目において交渉した結果ということになります。

委員：今、委員のほうからご意見がありましたように、価格の適切性とか、あるいは質について、この案件ですと、どちらかというとなら質というのをまず確保しないと困ってしまうという部分があるとは思いますが、質を確保した上で価格をできるだけ合理的におさめるというようなところでそれなりの仕組みを、今もある程度あるといえはると思うのですが、工夫していただいて、その辺の価格が大丈夫かどうかというようなこと、透明性を確保するような工夫をしていただければということをお願いしたいと思います。

2. アジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査

次は2番目の案件でアジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査ということで、これは関口委員が選定されまして、最も金額、人月が少ないためというようなことですが、ご質問があれば。

委員：

こういう仕事ですと、どうしても金額の大きいものとか、M/Mの大きいものに目が向きがちなので、逆に、小さい金額とか、少ない人月ということで選ばせていただきました。

それで、これを読んでみますと、JICAとしては初めての案件、類似する先行案件がないということで、そういう意味では、どちらかという、M/Mとか、金額が小さいものってわ

りと皆さん応募してくださると考えているので、それがかなわなかった理由として一番は
どういふところなのかなと。ある意味ではこれが先行案件となったということで、これか
らJICA側のマーケティングといったものが必要な案件なのかなというふうに読んだので
すけど、そのあたりをご説明いただけますか。

JICA：今回、対象分野としてはパブリックヘルス、日本語で申しますと公衆衛生というこ
とで、間口としてはかなり広くとってあるのですけれども、それが行われる場所という意
味では自然災害の災害地で災害発生直後、緊急援助が行われているフェーズということで、
これがand 条件で重なったときにはこういう調査をコンサルタントが本格的に実施するの
はほぼ初めてという状況でございました。

委員：逆に、ふだんはコンサルタント、どなたがされるのですか。

JICA：私ども緊急援助隊事務局の内製で行っております。

委員：現地でやりますよね。

JICA：内製と申しますのは、事務局員が直接行う場合と、それから、今回は国際緊急援助
隊でいえば医療チームの活動の現場ということですので、私どもに登録くださっておりま
す医師、看護師をはじめとする医療従事者の方々、それで、これまでの隊員経験が豊富
な方で適任の方に委員会とか検討会をつくっていただいて、事務局と合同でさまざまな検討
を行ってまいりました。

委員：それを今回初めてコンサルタントに依頼するというのはどういった理由でしょうか。

JICA：1つは、コンサルタントも保健セクターと申しましょうか、広くヘルスというセク
ターでは業務を行える者が増えてきたということで、今回、ある意味で外からの目でこの
分野についてレビュー、情報収集、それから、整理、提言等を行っていただくということ
が有意義なのではないか、また、効果的なのではないかという考えのもとに、今回の場合
は先ほど申し上げた内製で立ち上げましたパブリックヘルスの課題検討会と二人三脚でコ
ンサルタントの調査部分を入れてみようということになりました。

委員：結果としては、従来どおり内製ですのとコンサルタントを使うのと、どちらの方
向で進めていくのですか。

JICA：要は使い分けかなというふうにこの結果から振り返って考えております。

委員：使い分けと申しますと？

JICA：今回は医療関係者の場合ですと患者さんを直接診療するという意味で、いわゆる医療というヘルスの中でもかなり限定された視点からさらに拡大したパブリックを対象とするような公衆衛生という発想に陥りがちなのですけれども、今回の場合、受注した者のほうからパブリックヘルスで国際機関で活動経験豊富な方が逆の視点から入っていただいたということで、お互いに内製部分と外製部分とがかみ合ったというふうに考えております。

委員：多分、今回1回だけでもとに戻すか、これからどうするかと、もしかしたら決められないのか、使い分けということでそういったパターンになっていくと思うのですけれども、ただ、今回これは一者応札ということで、今後としてはやっぱりできるだけ応札してくださる方がいっぱいいたほうがいいと思いますので、その辺の取り決めはどういうふうにされますか。

JICA：今回振り返って反省点といたしましては、対象分野の規定の仕方と申しましょうか、社としての経験として求める部分、それから、業務主任者として求める要件というところが少しわかりにくかったのかなと反省しております。今回、私どもの考え方としては、先ほど先生がおっしゃいましたように、初めての分野でのコンサルタント調査ということでしたので、間口は広く、いわゆるヘルスもしくはパブリックヘルスとして規定したつもりではいたのですけれども、逆に災害医療の経験がないとだめなのかというように思われてしまったところはあるかなというふうに思っております。

委員：逆にそれがなくてもいいわけですね。できるわけですね。

JICA：参入の幅を広げるという意味では広くとったほうがよろしいかなと考えます。

委員：業界団体みたいなのところに働きかけとか、そういうのはできるわけですか。

JICA：コンサルタント業界系のところという考え方でしょうか。

委員：あるいは医療系というか…。

JICA：国内での医療コンサルタントのあり方というのはODAの現場とかなり違った形と考えておりますので、もし働きかけるとすれば、ちょっと調達部からもご意見いただきたいのですけれども、各種のコンサルタント協会が設定されていると思いますので、そういう場で新しい分野については意見も広い意味で聞きながらということが必要なかと。

委員：わかりました。まだまだ試行錯誤的なところから始めていると思いますので、すぐに結論づけるのは難しいと思いますけれども、今後こういったことがまたあると思いますので、間口を広げる努力はしていただきたいなど。希望はそれだけです。

JICA：ありがとうございます。

3. ミャンマー国サイバーセキュリティーにかかる情報収集・確認調査

委員：次は3番目の案件に行きたいと思います。ミャンマー国サイバーセキュリティーに係る情報収集・確認調査ということで、これは木村委員が「他の事業者の応募可能性がないか確認したいため。」ということで選んでおられますが。

委員：おそらくよくあるパターンの話だろうと思って基本的なことを確認したいのですが、この案件情報シートでいいますと、2ページ目の(2)の第1段落の最後のところで、調査の分割が困難である場合には共同企業体の結成、補強が促進されるよう配慮を行うようにしているとは、これはどういう措置をしているのかというのを教えていただきたいのが1点目でございます。

それから、2つ目が上のほうに戻っていただいて、同じ2ページの(1)の「・」が4つあって、ヒアリングの結果というところですけど、4行目あたりですかね。国家戦略、法令等の政策面の確認、それから、セキュリティー対策の脆弱性調査云々というのが2番目で、それから、我が国の支援、ODA事業の検討、これが3つ目というふうに理解したのですが、そういう理解が正しいのであれば、最初の段階の国家戦略、法令等の政策面の確認、これだけを切り離すということはできそうな感じがしますが、その辺のご意見をいただきたいというのが2点目でございます。

JICA：1点目の共同企業体の結成ないし補強が促進されるような配慮ですけれども、公示前に情報セキュリティーに係る業務を実施している複数者に公示予定として面談等の機会に応募勧奨を実施しております。具体的には大和総研ですとか、パスコですとか、日立製作所ですとか、そういった会社に対して応募勧奨をした次第であります。

今回3つ要件として出ておりましたところは、1つ目が国家戦略、おっしゃるとおり、国家戦略、法令等の政策面の確認、2つ目がセキュリティー対策の脆弱性診断、データセンターアセスメントとの技術的な調査、3番目としまして、我が国の支援、ODA事業の検討を行うという内容であります。

ご質問は1つ目の国家戦略、法令等の政策面の確認のところを切り離せないかということだと理解いたしました。全体的に非常に小さなものになっておりますし、今回、先方の体制とかガイドラインを踏まえて調査対象を選定することと考えておりました。その中で調査項目の重複の回避ですとか、調査の効率性を考慮しますと、調査を一体として実施することが望ましいと考えた次第です。

委員：後のほうのご説明に対する感想ですけど、この案件、そんなに規模が小さい方なのですかね。もう一点としては、確かに全体としてやったほうが効率的だというのは常套文

句でしょうが、そういった先行調査をきちんとやっていたら、まさにこういった総研系の会社がやるようなことと、セキュリティー技術者とか技術系の人たちがやる程度切り分けができるはずだと思うのです。時間的なタイミングとしては、まさに法令とか国家戦略の確認が先であるのは当然だと思うのですが、ほんとうにできないですか。

JICA：今回、無償資金協力の要請があつて、背景等々、情報が十分でなかったことから、基礎情報の収集をするための調査となっております。まず何がどういった状況になっていて、その後どういった協力方針が考えられるのか、考えられないのかというところを調べるための調査ですので、そういった意味でまず一体的に戦略から技術的な部分までを含めて見てみるということが効率的に実施していく上で重要だと考えた次第です。

委員：私のイメージだと今のご説明は、結局、最初の段階、手探り的な話だから一体的にやるということですね。だけど、手探り的な話だったら小出しに調査をして、いろんなデータを積み重ねて、それを次の事業に生かすほうがはるかに参入の機会は高まりますよね。

JICA：ありがとうございます。おっしゃっていることはとてもよく理解できます。ただ、時間的な問題とか、もしくは効率性を考えてやったというのは今のご説明の繰り返しになるのですけれども、例えば、後にベトナムの同じようなサイバーセキュリティーの基礎情報収集調査を実施しましたが、その際には今回ご説明させていただいたような対処を行って2者による競争が成り立っておりますので、そういうやり方も必ずしも意味をなさないというわけではないのかなというふうに考えております。

委員：でも、繰り返しになりますが、セキュリティー技術者が本領を発揮するというのは後の2つの段階です。それ以前の段階というのは、言ってみれば、そういった技術者でなくてもできるという認識は間違っていますか。後でまとめて回答ください。

今後講ずる対策の第1の質問に対するご説明は、納得できていないのですけれども、応募勧奨をされるというのは当たり前なこと、私が質問しているのは、分割が困難だからジョイントベンチャーをつくれと、一緒になれという勧奨までやっていると、そういう理解でよろしいのですか。

JICA：一者で幅広い分野をできるコンサルタント、会社が確かにないのですので、それに対してほかの者とのJVを考えられてはどうでしょうかという形でアドバイスはさせていただいています。

委員：応募勧奨のときにするわけですね。

JICA：はい。

委員：要するに入札をする前に。

JICA：そうですね。プレ公示の後で公示までの間です。

委員：そういうことをやって、JICAが官製談合を主導しているような印象を与える可能性もあるわけですよね。

JICA：ただ、特定の者と組めというような指示は全くしておりませんし、一者でできないのであれば、ほかのできる者と組んでというのは一般的なアドバイスとして…。

委員：一般的なアドバイスだったら、当たり前のことですから言わなくてもいいことですよ。具体的に何をおっしゃったのか。

JICA：具体的に何を言ったかというのはここでは確認できません。

委員：それではこれ以上話が進まないと思いますので。

委員：私はこの分野はそんなに一般的かなというのと、サイバーセキュリティーってわりとこれから多分いろいろ出てくると思うので、2つほど、守秘義務というのが非常に重要になってくるような気がしていて、最初にこの調査をして、これから無償につなげるときにどのようにどこまで何を出すかというのを先方政府とかなり詰めてやらないと、特にサイバーセキュリティーのコアを見てしまった人たちの守秘義務と、それから、これが設計されるときにどれだけそこが出せるかと、普通の案件よりセンシティブじゃないかなと思うので、そこは配慮されているのか、これからされようとしているのかというのを1つお伺いしようかなと。

それから、これはテクニカルな問題ですけど、無償の機材の最初の要請がわからないで言っているのか、この者が連続してとることがあるのか、ないのか。またはないとしたらどういうふうに情報伝達していくかと、そこをお伺いしたかったのですが。

JICA：報告書は非公開という形で対応しています。コンサルタントは秘密保持契約を先方政府と結んでいます。

委員：これは特別に、ほかにも多分同じ報告書の守秘義務ってあると思うのですが、情報セキュリティーだからといって新しい例えばプラスアルファの守秘義務の契約とか、指示とかはされているのですか。

JICA：特にしておりません。

委員：私は素人なのでわかりませんが、先方政府との関係も含めて少し整理されたほうが、情報セキュリティーのコアの中を見た人、また、見る人というのはかなり継続的に何か情報漏えい、または、アタックされたときに責任とかということも含めてあると思うので、そこは特別に配慮すべきではないかなと思うのですけれども。

JICA：わかりました。

委員：委員のお考えとしては、そういった守秘義務的な問題があるから一体的にやってもやむを得ないと、そういう方向性ですかね。

委員：そこまでは言っていないのですが、私的にはそうだと思います。連続してやったほうがその者にノウハウも残りますし、拡散する必要があまりないので、特にこの分野はすごくセンシティブな話で、これで失敗すると日本政府、またはそのコンサルタントの責任に相当なと思うので、その情報開示がほかの案件と多分違うのではないかなと思ったのでそのような話をしました。

委員：ただ、その話も何度も聞いておまして、別に情報関係だけの話じゃなくて、土木系の話だって相手国政府との間でセンシティブな情報を交換しているということで、だからこそ継続性が求められるという話はほかでも聞いているのですよね。そんなに特殊かなという感じはしますけどね。

委員：土木の話と情報セキュリティーって私は違うと思っているのですが、土木は、調査をやって、入札をやって、非常に一般的なのですが、情報セキュリティーってどこまで内容をわからなきゃいけないとか、また、その国の脆弱性そのものがわかってしまうわけですから相当センシティブな話、あまり今までやっていない分野ではないかなと思ったのでちょっと話させていただきました。私は土木とこれは明らかに違うと思っているので、そのような話をさせていただきました。

委員：程度の問題だと私は思いますけどね。土木だって今後どういう政策決定をするのかという極めてセンシティブな話があって、それを聞き出せるかどうかというのは先行事業者のゆるぎないアドバンテージだという前提だったと思います。

委員：2点目は、これ、多分、無償の前の段階の調査なので、本体の無償の調査とか、基本設計とか、それはこの者がどういう立場でやるのかということです。

JICA：この件はまだ無償案件にはつながっておりませんので、そういった意味ではまだ…。

委員：無償が出たときはこの者も参加できる、そういうことですか。

JICA： はい。

委員：しつこいですけど、情報については特段の配慮を、ほかと同じことじゃないと私は思うので、ほかの委員の方は違う意見もあると思うのですが、私は委員としてはそういうふうにコメントをしたいと思います。

委員：案件情報シートの「今後講ずる対策」でJVの結成、補強を促進すると。結局、応札になった。これ、どちらがとったのですか。三菱総合研究所・八千代エンジニアリングさんなのか、国際開発センター・サイバーディフェンス研究所どちらがとられました？

JICA： 三菱総研さんのほうが……。

委員：同じところがとったわけですね。私はこれだけです。

委員：委員からご質問が出た「切り離しができないか？」とかいう意見と、あとはセキュリティの秘密についてですか、そこら辺を、この問題についてもう少しご説明が要ということですか。

委員：ほかの委員が納得されているならこれ以上は言いませんけど、個人的にはあまり理解ができていないところなので、追加のご説明をいただけるのであればお待ちしておりますというくらいで結構です。委員の発想に追加でコメントするのもなんですけれども、そういう話を徹底すると、こういう後続の事業も全部同じ事業者がやるということになってしまいますかね。

JICA： : ベトナムの例でも競争になっていますので、今後も競争を促進していきたいと思っています。

追加で1点なのですが、今後の対策として、政策面を見る人材がなかなかいないということです。いるのですが、非常に大御所で、海外のこのような案件になかなか出てきていただけないという状況があります。ですので、その大御所よりもう少しジュニアな方の参加を促進できるように、国内でもろもろ情報収集ですとか、相談とかができるような形で今後案件を組むようにしております。

委員：私は同じ国の話をしているので、ちょっと話がかみ合っていないのでこれ以上申しません。

JICA： 委員からのご指摘のうちの共同企業体の結成ないし補強ということに関しての応募

勸奨のやり方で、官製談合的な話にならないかというところについては、我々としても非常に重要なポイントだと思いますので、そこはそういうことにならないように、応募勸奨をするにしてもそのやり方については、関係部にちゃんと周知していきたいと思います。

委員：間違っていると申しわけないので、私もいろんなところを参加させるため、本当に守秘義務で守らなきゃいけない部分と外に出せる部分を切り分けて公示したほうがいいですというのを申し上げたところでございますので。

委員：これは話の蒸し返しになりますから、前の話にもあったので、結構です。

委員：では、ジョイントベンチャーを勸奨することについても注意をするということをお願いしたいと思います。

4. フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業準備調査

委員：次の案件、No. 4、フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業準備調査という件で、これは中久保委員と関口委員が選定されております。中久保委員は、ちょっとここで読みますと、上記1、最初の案件とは逆に、金額及び合計人月がさほど大きくないにもかかわらず、七者ものJVで応札している案件及び過剰な数でのJVの組成が競争性を阻害している実態がないかを確認したいということです。関口委員も同じようにJVが多いということで選んでおられますけど、ご質問どうぞ。

委員：ここにお書きしたとおりなのですが、1番の案件と似たような疑問ですけど、金額的には10分の1ぐらいなのですよ。それで、JVを組成している七者を見ると、この委員会をよく出てくるそうそうたる顔ぶれというか、この案件情報シートを見ても、この八者がおそらく応札可能ではないかと考えられたこの八者のうちの実に五者がこの七者の中に含まれているということなので、やり方によってはあらゆる案件を大手が組んで、JVを組んで一者応札ということになると、競争性が排除されて、その案件をとった者の内部でパイの配分を考えるということが可能になるのではないかなという発想がありまして、そもそもこの規模の案件でこういうそうそうたる五者を含むような七者のJVの組成の理由のチェックとか、何でもかんでもJVを組みましたということで、請負者側というか、応札者側の自主性に委ねて、そこには何のチェックも働かないということでもいいのかどうかというところにちょっと疑問が湧いたものですから、そういう観点ですごく目立った案件なので選ばせていただいたという次第です。その辺のところの問題意識についてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいということです。

JICA：まず、本件、少額のように見えますけれども、F/SとD/Dを組み合わせた形の契約になってございまして、現在こちらの契約金額と出ています3億6,400万円、こちらはF/Sの

部分だけになっております。こちらはフェーズ1としてF/Sを実施して、その後、フェーズ2として詳細設計を実施すると。ただ、こちらについては条件がありまして、公示のときにも示しているとおりでありますが、先方政府、フィリピン政府のほうから本件についてのステップ案件としての要請が出てくる。それから、日本国としても要請が出る案件に対しての供用方針が決まる。それが決定された後、同じ契約の中でフェーズ2に移行する、という形になります。

本件、公示をかけた結果、業務指示書の受領者はこの五者に加えて他に二者ございました。ただし、最終的には一者は出なかった。もう一者は補強という形で入ってきたということになっております。

やはりこのタイミングで先ほどの社会基盤部からの説明にありましたNo.1フィリピン国南北通勤鉄道、これのときと似た状況にありまして、他の国での鉄道案件、こちらの発注時期とかなり重なっております、そういった意味でかなり業務を受ける側のコンサルタントのほうも少し人材が払底していた部分はあるのではないかと思います。我々のほうも実際に出なかったところにヒアリングをしましたけれども、やはり自社で業務主任が確保できないといったところで参加を諦めたというところがヒアリングの結果として来ております。

今回の七者に関しましては、それぞれ役割、今回の発注の内容が非常に多岐にわたっております、簡単に申しますと、案件形成をするというF/Sとその後の詳細設計ですけれども、鉄道の計画、それから、駅中や駅前開発、環境社会配慮、交通需要の分析といったことが非常に広くカバーされる内容になっておりますので、数者だこの業務のカバーが非常に難しかったということで、七者それぞれ得意分野を生かして対応すると、そういったアレンジになったということで理解をしております。

委員：今の点に関して追加で2点あるのですが、1つは、この手の案件っておそらくほかにも同種の案件っていろんなところであると思うのですよね。今の要するに多岐にわたるから単独者ではなかなか確保が難しいので、それぞれの得意分野を生かしてJVでというお話だとすると、ほかの案件でも同じ話が当てはまると思うので、そうすると、同種の案件でこの程度の規模の金額でも同じようなJVでやっているのかどうかということはどうなのかというのが1点ですね。

それから、私の質問の一番の趣旨は、案件情報シートで類似の業務経験があつて多くのエンジニアを抱えるコンサルタントでこの八者が応札可能じゃないかと考えていたところと、実際あけてみたら八者のうちの五者がJVを組んで、七者のJVが一者応札だったという実態は、ちょっと当初の予測と応札の実態に乖離があるのだろうと思うのですよね。そういうときに果たしてこの案件でこの七者がJVを組成する合理的な理由があるのかとか、そのあたりのチェックというか、そういう仕組みってそもそもないのかと。それから、そういう問題意識がないのかと、その辺についてはどういう考えをお持ちなのかということをお聞きしたいというのがメインの質問でございまして、それに対する正面からのお答えをいただいていないと思うので、そこの考え方、今ないというなら、ないということ

でいいのかどうかという話があるわけですけど、その辺をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

JICA：まず、同種の案件が多数この時期にありますけれども、それがジョイントベンチャーを組んだ形で参加したかどうかというのは、ちょっと今手元にないのですけれども、おそらくやはりジョイントベンチャーを組んでいるケースが多いのではないかなというふうには想定します。ただ、正確にはそこは今手持ちがありません。

委員：そうすると、得意分野がそれぞれあって、各者が応札可能だということですね。その得意分野を生かしてやるようなことが典型的に想定される案件ということなのかどうかはわからなかったのですが、それはそういうことなのですか、この手の案件は。

JICA：そうですね。この手の案件ではそうだと理解しております。

それから、2番目のご質問、済みません、直接的にお答えできていなかったかと思いますが、想定していたところの中で五者が組んでしまったということに関して、私どもとしてはそこは極力競争を確保するために手は打ちたいと考えておったわけですが、ふたをあけるとこういう形になっていたと。我々としては事前に一者応募とならないように、応募可能性のある企業に対してはプレ公示の後に応札勧奨というか、こういったプレ公示が出ておりますということに関して二者については説明をして、積極的にぜひ考えてくださいという話はしていたのですけれども、最終的にはそこが出ずに、この七者が組んでしまったというのが結果になっております。

委員：現状では組んでしまったらしようがないというか、組んだことに対して何でJVを組成しなきゃいけない理由はどういうことなのかとか、そんなことのチェックというか、そういうのは仕組み上難しいということなのですかね、現状は。だから、イレギュラーな事態を想定すると何でもできてしまうなど。要するにたくさんで組んで、同じようなものを全部一者応札でやるようになると競争性がなくなってしまうというふうに素朴に思うものですから、その辺の問題意識というのはあるけど、なかなか打つ手がないというか、難しいということなのか、そのあたりはどうなのでしょう。基本的なことでも恐縮なのですが。

JICA：そこはむしろ調達部としても委員がおっしゃるような問題意識は持っているのですが、じゃ、具体的にJVの構成を組むことを何らかの制限ができるかと。じゃ、例えばこの案件については何者までだったらいいとか、そういうことが逆に合理的な理由が成り立つかという、それはそれで非常に難しいなというところがあります。我々も非常にこうやって大手が手を組んで一者で出てこられるのは何とかならないものなのかという思いはあるものの、じゃ、それを制限するいい方法が今のところ見当たらないというのが、調達部の立場としてはそういったところがございます。

委員：私も委員と同じ認識なので、質問ですが、これ、詳細設計業務に進むと思うのですが、けれども、総額、これはどのぐらいの規模になりますか。

JICA：これはプロポーザルのときには費用見積もりは出させないという形になっておりまして、この事業規模から考えますと、No.1のフィリピン国南北通勤鉄道事業、こちらよりもおそらくは大きくなるだろうというふうに想定されます。同じか、多分上回ると。

委員：それが同じような時期に重なっちゃっているということなのですね。

JICA：今現在、特にフィリピンのマニラの渋滞解消というのは非常に大きな課題になっておりまして、もう少し計画立てて前から進められたらよかったと思うのですが、今、集中的に鉄道案件が進んでいるという状況になっております。

委員：質問ですけど、フェーズ2というのは、このフェーズ1を受けたジョイントベンチャーが引き受けるということはもう決まっているわけですか。

JICA：はい、そういう形になります。

委員：価格はこれからまた交渉に入ると？

JICA：そういうことになります。今現在はフェーズ1の実施中でございますので、フェーズ2の詳細設計についてはどういうM/Mになるかとか、金額になるかは今のところ未定という形になっております。

委員：No.1の最初の案件は円借款がつくということで、二千何百億とかの事業規模とかいうようなことが書いてあったのですが、それと同じぐらいの事業規模がここで始まっているということでしょうか。

JICA：そうですね。前の調査の結果だと本体事業全体約4,800億円の規模になるのではないかと。これをどう切り分けるか、全てが円借款で実施するのかどうかとか、そのあたりはまだほかのドナーとの協調融資をすとか、あるいはフィリピン政府が一部負担するとかいう可能性はありますが、全てが円借款ということではまだ決まてはいないですけれども、全体の総事業費としてはそのぐらいの規模になると思います。

委員：ほかにご質問は。

委員：先ほどと同じなので繰り返しですけど、一者応札になる可能性があったときの価格

の妥当性の担保と、それから、内容の質がどうだというのを、前の鉄道案件も含めてですけど、ルール化というか、ある程度標準化して考えたほうがいいなと思うので、ぜひお願いします。

それから、JVを組むときの透明性と公平性というのも今の議論の中ではかなり問題になっていると思うのですね。もちろん業界に任せるとというのが前提だと思いますけど、こういった案件が増えて、ほとんどJVで一者で来るときに価格の硬直性も基本的になっていくので、ぜひその部分も他から問われたときにちゃんと説明できるようにしていただきたいというのが2点目で。最後はまたこれも繰り返しですけど、発注時期が重なって受注業者が少ない場合には当然ながらこういう状況は起こるというのがあって、これから本体がだんだん動いていくときにもっとシリアスな状況になるのではないかなと。本体というのは工事が実施されたときですね。その施工監理が日本の業者だったりする場合ですけど、そのときの対応を組織的に考えたほうがよいのではないかと。これはコメントですので、別に委員としてではないですけど。

JICA：最初のご指摘の中で質の確保というところに関しては、これは各事業部でやっていただかざるを得ない話だと思いますが、価格面に関しては調達部としてもちゃんとチェックすべき体制を構築しなければいけないということで、先日、インドの高速鉄道、新幹線に関しては国交省と鉄道機構の協力をいただきまして見積価格をチェックする体制を構築したということがございます。やはりこういった円借款の詳細設計というのは金額がどうしても大きくなるので、インドの高速鉄道は大きい詳細設計の中でもとりわけ大きかったので国交省のほうでも協力いただいたのですが、それ以外の詳細設計であったとしても、こういった何十億かの規模になる案件に関してもう少しちゃんとチェックできるような体制を構築すべきではないかなというふうに考えているところではございますので、それはまた体制が整いましたら、またこちらの場ででもご報告させていただきたいと思います。

JICA：質の担保のところは今回の調査では国内アドバイザーという委員会を設置いたしまして、大学の先生、それから、国交省等の専門の省庁、それから、外部のシンクタンクの方々に入っていて、要所要所でアドバイスをいただくという体制をとっております。

委員：長くなって、発言すべきでないのしょうけれども、委員の先生方もおそらくフラストレーションがたまっているのではないかと思います。JICAとしてももどかしさを感じていると思うのですが、こういう案件を今までと同じような感じで審議してもあまりがちが明かないという感想を持っていて、一番確認したいのはJICAのトップが、これでもいいというふうにお考えなのか。私の感覚からすると、案件を採り過ぎだという感じもします。要するに市場が成立していないわけですから、もう少し鉄道事業の案件を減らすとか、そういった調整をしないと同じことが繰り返されるはずだと思うのですよね。それで

もやるのだという意気込みでほんとうにいらっしゃるのかどうか。最初に委員がおっしゃったように、国際的な連携なんて、やり出すとおそらく今までのスキームが相当破綻するのだと思いますけれども、そういうことも考えておられるのか。

JICA：1つ、質の高いインフラを輸出するというのは現政権の1つの政策、主要課題、政策でございますので、それについてJICAとしてそういうご指示のもとで仕事をするというのは、これは当然のことでございます。その中で競争性ということであると、インフラ事業については国際的に見れば国の間でいろいろ競争しているというのが現状でございます、その中で日本としてなるべく技術的にも、あるいはほかの面でも質の高いインフラを輸出していく、途上国などでそういうことを採用していただくというのは、それは開発の観点から非常に意味のあることだというふうに考えております。

他方、どういうふうにそれを実施していくかということについていろいろ制約があるというのは、それはおっしゃるとおりでございます、特に鉄道案件、特にそういうことを受注できる企業というのは限られている。本体もそうですし、コンサルタント業界でも限られているということで、一者で対応するというのはなかなか難しいということでJVという形になると。その中でも特に専門性の高い分野についてはかなり人材が限られているというのが現状で、国内でもかなりいろいろ案件がございますので、国内と開発案件、国際案件と取り合うような、そういう状況になっているというのが現状でございます。

JVについては一般論として申し上げますと、他方、どうしてもそれを制限すると大手だけでやらざるを得ないところに中堅とか小さいコンサルタントも入っていくという意味では逆に競争性が高まる例も、一般論として申し上げれば、そういう形で例えば大手に対して中堅がJVを組むことによって応札できるようになると。そういう可能性も広がるということで、必ずしもデメリットばかりではないと思うのですが、それはかなり性格にもよるだろうと思いますし、どういうところがJVを組むかというか、そういうことにもいろいろあるのだろうと思います。なかなかそういうことについて今まで我々も検討はしておりますけれども、まだまだ十分ではないと思いますので、これについてはほかの業界でもいろいろJVの団体というのがあって、例えば土木関係とか、国交省のほうだといろいろ対外的な情報を出しておりますので、そういうことを勉強させていただきながら対応していきたいと。

1点、日本人の人材がどうしても不足していると。それについてはこの案件情報シートの2ページの「今後講ずる対策」のところにも書いておりますけれども、業務主任者の国籍要件、これを緩和する方向で今政府ともご相談しております、外国人材を活用することによって、今まで人材がないということで対応できなかったところについても応札できるような、そういう可能性を広げることによって競争が高まるのではないかと、そういう考え方から検討を進めておるところでございます。

委員：状況は認識したつもりでおりますし、最初の素朴な疑問に対しては、政府方針を実施するためにはある程度競争を阻害してもやむを得ないと、それは割り切っているという

認識でおりますけれども、できる限りのことはここ（同委員会）で検討するということだと思います。ただ、おそらく限度はあると思いますので、やはり検討の仕方は考え直したほうがいいのではないのかと思います。前にも申しましたが、こういうものに全て競争性を担保させるのは無理だと思いますので、逆に特命随契でいってしまうというようなスキームもありうると思います。特命随契でいって価格交渉をするのと、こういうやり方をするのでほんとうに価格の違いがあるのか、それを実証していただきたいという関心がございます。そういうことを含めてもう少し基本的な検討を内部でやっていただかないと、先ほど部長がおっしゃったのも重要な検討課題だと思いますが、またこういう案件が繰り返し議論されて、しょうがないですねとかいう結論になるのはもうご勘弁いただきたいと思います。一つの提案ですけれども、こういう説明になるような案件は、今の基本的な検討ができないうちは、リストから外していただけないでしょうか。先生方、一生懸命選んで、またこれかという感じががっかりされると思います。委員が類型化とおっしゃったのは、私はここに入ったときから申し上げていることで、そういう類型化を含めて、時間をかけて無駄な議論をしないようにという配慮もぜひしていただきたいと思います。

委員：何かいろいろご意見をいただきまして、私の感想を最後に申し上げると、結局、先ほどの質で決まって、価格はあとは質で1番のところと交渉するということになる、結局、価格そのものの競争性というのはあまり、このやり方をするとないような気がしますので、ただ、質を考えるとジョイントベンチャーという形で日本としてできるものをつくっていくという方向性も必ずしも全部否定するわけにもいかないと思います。私の感想なのですけれども、ただ、ほかの委員の方がおっしゃったように、確かに何となくもやもやとしているというか、ジョイントベンチャー、このやり方ですとジョイントベンチャーが基本的に1つしかつukれないような状況がぼんぼん出てきて、そこに決まってしまうようなことになってしまうと思うのですけれども、そのときにはそれでどうされるかということ、今の委員のご指摘を参考にしながら考えていただければと思います。どうもありがとうございました。

No. 5 モロッコ国投資促進政策アドバイザー業務

委員：次、5番目、モロッコ国投資促進政策アドバイザー業務ということでお願いいたします。これは私と木村委員が選んだ案件で、木村委員のほうとしては、この種の個人受注について他国の状況を含めて確認したいためということになっております。私は個人を相手方とする契約の中で金額が一番大きいのを選びましたということです。

委員：あまり時間をとれないでしょうから基本的な確認ですが、これはどういう人が契約をとっているのかという一般的な状況、本件とそれ以外の状況を含めてご説明いただきたいと思います。とりわけ一者の場合と二者以上応札した場合でその出身が違うのかどうか、その辺も含めて傾向がお示しいただければと思いますが。

JICA：まず、今回契約対象になっているモロッコの契約について、こちらは一者の応札だったわけですが、受注された方の背景としては、もともと商社で、今回フランス語が必要な業務ということで募集をかけましたけれども、フランス語の諸国において勤務実績があるということでございます。

その他の契約につきましては、すみません、私のほうでは必ずしも承知をしておりません。

委員：では、後で教えてください。一者応札の場合と二者以上の応札の場合でその出身母体が違うかどうか、それもわかりませんね。

JICA：そうです。

委員：じゃ、それもお調べいただいて教えてください。

それから、これも素朴なイメージですが、JETROの関係者とかにお願いするということはあり得ないですか。

JICA：まさにJETROの関係者ももちろん排除しない形で募集はかけさせていただいているのですが、結果としては今回は商社の方だったということです。

委員：JETROからはなかなか受け入れられないと、そういうメッセージがあるのですか。

JICA：特にそういったものは受け取ってはおりません。

委員：でも、積極的にやっってくださいという働きかけもないのですかね。

JICA：この案件が始まった当時、2015年にさかのぼりますけれども、その当時、JETROの事務所が現地に来た、そういった点も考慮したようではありますが、まだ事務所が開設したばかりの状況でしたので、まだまだそういったお願いをできる状況にはないということで、JICAのほうから募集をかせさせていただくことになったということで承知をしております。

委員：結構です。

委員：私も個人で金額が大きいので選んだのですが、閲覧資料を拝見しますと、この商社の方というのは大手商社の方で、何かアルジェリアの支店長も務められた方で…。

JICA：そうです。もともとアルジェリアの事務所長及びモロッコにおける商社さんが投資されていた事業において現地駐在もされていたということで伺っています。

委員：A協会というのは、結構フランス語をしゃべるあのあたりについては詳しいかなという印象を持ちましたので、選定の対象としてはそこだけを見ると合理的かなとは思ったのですけれども、逆に言うと、この人1名だけ来たということは、こちらから声をかけたとか、そういうことはあるわけですか。

JICA：こちらからはプレ公示という形では当然させていただいて、できるだけ広くということは心がけていましたけれども、一体どなたがということまでは把握できておりませんでしたので、事前にいろいろな方にお声がけをするということまではしていなかったということです。

委員：：応募してこられて、適任だなということを決まったと。

JICA：はい。

JICA：個人コンサルタントの方との契約に関しまして添付の資料もつけさせていただいておりますけれども、もちろんゼロというふうなことではないのですが、我々調達部のほうとしても、特にこういった比較的金額が大きいものを個人と契約することの是非みたいなところも考えておまして、できるだけ法人をかませるような形の契約に持っていこうとしておまして、結果的には大分、今年度、数的には直接の個人との契約というものは少なくなっている傾向でございます。

委員：法人をかませると費用が高くなるという懸念は特にはないですか。

JICA：それは実は若干ございます。経費的には若干ございますけれども、ただ、その分、いろんなある意味責任というのでしょうか、フォロー、そのあたりは受注先になる法人が対応してもらうこととなりますので、我々からするといろんな意味での省力化につながることもできますので、そういったメリットはあるかと思えます。

No. 6 カンボジア国女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)

委員：次は6番目の案件に行きたいと思えます。カンボジア国女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査ということで、これは乾委員が選んでおられます。評価分析が一者応札になりやすい、またはならざるを得ない理由、カンボジアの案件の例で説明していただいても結構ですし、全体的な説明でも結構ですということで書いていただいておりますけれども。

委員：まさにそのとおりで、いただいた一者応募をこの中から選んでくださいといたり

ストの中に行政10件のうちの評価が7件、それから、運輸交通17件のうちの3件と、かなり技プロとかも全部入った上でこの評価分析の点数が一者応札の表に多かったものから、何か理由があるのであれば、そのように聞きたいなと思ひまして、済みません。

JICA：このカンボジアの案件について申し上げますと、この案件につきましては、ジェンダーに配慮した社会経済分析と評価分析を兼ねるといふような団員になっておりましたので、ジェンダーに関する知見というものが求められたといふところが1つ応募者を狭めた原因にはなつたのかなといふところがあります。それと同時に、ちょうどこの時期にジェンダー関連の類似の業務というものが単独型で5件、それから、業務実施で1件といふことで、案件が重なつてしまつたといふところがありまして、それももともとジェンダーの分野の専門家がある程度限られていふ中でさらに同じよふな分野の案件といふものが同時に公示されてしまつたことにより一者応札になつてしまつたと、そのよふな理由かといふふうにて考へておられます。

委員：ありがとうございます。この案件、プロパーのご説明も多分そうだと思ひのですが、評価分析は1人の人が請け負つてやつていふよふなイメージが強いのですが、この100万とか400万、だから、時期が重なつたのと、それから、もしこふうな案件だつたらもう少しまとめて、例へば評価分析ジェンダー何とか何とかとして数者で争わせるとかといふことができなかつたのかなと。そうしなかつた限りは個人が全部アプライして、個人といふか、かなり単位の小さい人がアプライしてこふるので、やっぱり一者応札になつていふのではないかなと特性で思つたものですから、もう少し特性で工夫して競争性を高められることができるのではないかなと思つたので指摘させていただきます。

これはどちらかといふと、1人がいて評価分析をして完結するといふよふな仕事ですよね。そうじやないですか。

ちよつと言ひ方を変えますけど、評価分析って年間で多分何本か出るのは決まつていふので、例へばそれをまとめて発注するなりして、年間何本とかといふて時期はこれとこれといふふうにする、もう少し数者で応札してこふ可能性があるのではないかなと思つたので、なかつたらないでしようがないですけど、これですごく一者応札の件数が増えつていふと私は外から見えたので。原課といふよりは調達部のほうかもしれませぬけれど。

JICA：今、委員がおっしゃつたよふな取り組みといふのは、部によつてはそういつた形で数件分の評価分析依頼の配置をまとめて公示をして募集をかけていふものもございふます。ただ、全体でいふとまだ数件ぐらいだと思ひます、そういつた形でまとめてやつていふのは。

委員：この案件そのものに疑義を呈していふわけではなくて、全体でそういつたよふな工夫ができないかなといふ指摘なので、それだけコメントします。

No. 7 2015年度国別研修ウルグアイ「有機水銀分析」

委員：次は7番目の研修委託契約のほうに入っていきたいと思います。

2015年度国別研修ウルグアイ「有機水銀分析」ということで、これは私が選定させていただいたのですが、選定理由としては、研修員1人当たりの契約金額が7万9,540円、これは500万ぐらいを3人で21日で割るとこうなるということなのですが、選定対象契約の中で最も高額であるということで選びました。閲覧資料を拝見すると、結局、人件費というよりも教材費がすごくかかっているようなことで高くなっていたのかなとは思いますが、そういう意味では直接人件費等を見るとそれほど異常でもないというのはいただいた資料でもわかっているのですが、あと、追加で質問としては、案件情報シート1. 基本情報(8) 契約金額で精算確定金額が467万と書いてありますけど、これはどういうことですか。実際には511万44円で契約したけれども、費用の精算等をしたら下がったということですか。

JICA：それでは、本件、所管がJICA横浜研修センター、そして、私ども地球環境部が専門家派遣などを含む協力全体を統括する立場にございました。今のご質問は研修の経費のところですのでJICA横浜お願いします。

JICA：精算金額が契約金額より下がった理由ですけれども、実際に研修で使用する資料の外国語の翻訳分量が減ったですとか、あるいは実際に使用した資材などの使用量が想定よりも少なかった等の理由によって金額が最終的な精算として下がったということになります。

No. 8 2015年度国別研修中華人民共和国「犯罪被害者権利保護法制(第1,2回)、業界協会・商会法及び労災保険法」

委員：2015年度国別研修中華人民共和国「犯罪被害者権利保護法制(第1回、第2回)、業界協会・商会法及び労災保険法」という案件で、これは中久保委員が同類型の契約の中では金額が大きく、かつ契約件名から想定される研修内容からすれば、実施する能力のある事業者は複数存在すると思われるにもかかわらず、一者応札となった理由を確認したいということです。委員のほうからご質問があれば。

委員：選定理由としてはここにお書きしたとおりなのですが、2点ありまして、1つは、これ、犯罪被害者権利保護法制とありますが、中身は日本の犯罪被害者権利保護法制及び実務状況の理解を深めるための研修ということで、日本法の講義ということからすると、おそらくやれる方というのは大学の先生とか、実務家でいえば弁護士とか、結構いるのではないかなと思ったのと、それから、もう一つが業界協会・商会法、労災保険法ですから、法律分野としてもあまりにも毛色が違うものが2つ組み合わせられているので、もちろん費

用対効果の問題があるとは思いますが、これ、ほんとうと一緒に、資料を見ると研修期間も異なりますし、参加する人員も違うことからすると、これをセットにする必然性がまずあるのかというのが1点目ですね。

それから、もう一つは、講師の顔ぶれからすると、これを拝見すると中央大学の先生とか弁護士が実際外部講師を務められているのですが、例えば大学とか、それから、日弁連の応募勧奨を検討しているというふうに案件情報シートにもありますが、弁護士会の委員会とか、日弁連とか、そういうところに声をかけるという余地がないのかどうか、その2点を確認したいと思っております。

JICA：まず、1点目の最初のところ、すなわち弁護士会、あるいは大学というところに受注してもらい、競争に参加してもらおうという余地がなかったのかということにつきまして、なかったとは言えないと思います。しかしながら、法分野の研修というのは大変少なく、JICA全体での実施件数も少なく、市場の規模として大変小さいというところがまずございます。そして、契約書に添付されています日程をご覧いただければおわかりのとおり、いろいろな中には弁護士、先生もいれば、行政関係者等、あるいは業界団体等、いろいろな日本側の関係者に講義等をしてもらうことによって研修を成り立たせているというところがございます。したがって、特定の何々大学、その講義の中の一部のこまをやっていただくということはもちろんできるかと思うのですが、特定の何々大学にお願いするというのは、お願いされたほうもそれほどメリットは多くないのかもしれないというふうに考えるわけでございます。

1点目のご質問の2つ目の3本契約があって、それをまとめてやっていると。その中で1回目と2回目が犯罪被害者権利保護に関係するものであって、3回目というのが、時期が若干空いて別の分野のことをやっていると見受けられる。これをまとめてやるというのはその必要性があったのかというところでございますけれども、この国別研修は中国、中華人民共和国において2014から17年度の予定で実施しております技協プロジェクト、中国市場経済の健全な発展と民生の保障のための云々というプロジェクトがございまして、そのカウンターパートに対する研修の一環として国別研修を組み込んでいるという側面がございまして、そういったことから、もちろん最初の2つの分野と3本目の分野で実際に来るカウンターパートの人たちというのは違うわけですが、1つの技協の中での国別研修という意味では一体的に捉えるということが合理的だと判断をしたということもございまして、これを1つでまとめてやったということでございます。

2点目のご指摘の日弁連に声をかける余地はなかったのか、という点につきまして、今後かけるつもりであるというふうに案件情報シートには記載しておりますが、今回、2015年度に実施したときには日弁連に声はかけておりません。

と申しますのは、今回、もちろん日弁連さん、あるいは弁護士の方との議論、あるいは弁護士の方との講義というものも含まれておりますが、従来、日弁連さんに委託という形で研修を実施してきているものも何本かあるのですが、これが全て弁護士を、案件の対象として弁護士の能力の向上をどういう形でやるのかと。日弁連があって、地域のそういっ

た弁護士さんの団体があって、それがどういう形で機能しているのかというようなことに、つまりが日弁連さんの組織としての本業と申しましょうか、最も強いところに合致しているものについてやっていただいているというところがございまして、他方本件は法律をつくるための全人代の職員の人たちに対する研修ということで、ちょっと幅が広いということで日弁連さんのご関心ではないのではというところもございまして、応募の勸奨はしなかったというところでございます。

委員：最後の点だけ、日弁連との関係についての感想ですけれども、私もこういう法制関係の協力にかかわったことはありますが、そのときにも思ったのですけれども、今のご説明はまさに案件情報シート2ページ目の2つめの「・」、(1)の最初の段落の最後ですよ。研修後の立法準備作業につなげる、そういう事業だと。これは何をどこまで期待する講義なのですか。おそらくそれを示さないからなかなか受け手がないというのが、私の感覚での1つの参入障害だと思います。立法準備作業というのは何を考えておられるのか。

JICA：詳しく承知していないのですけれども、事務局の人たちが立法するに当たって技術的な幾つかの留意することがあるのだと思うのですけれども、それを学んで、その後に全人代で実際に法制化するということができる能力をつけるというのがその案件の目標でございまして。

委員：抽象的な説明はわかります。でも、具体的に何を求めているのですか。どういう成果を求めているのか。おそらくそれが示されないから手が挙がりにくいのだと思います。ですので、もっと具体的な説明は後で結構ですのでお送りください。ないのならないで、今の説明が全てだというなら、それはそれで結構です。ですが、私の感覚からすると、弁護士、あるいは大学の研究者がやっているのは通常は解釈論です。法律の解釈論ですけれども、私の感覚からすると、解釈論ができなきゃ立法論もできないと思います。立法論と解釈論というのはつながっているはずなので、そういう観点からすると、立法準備作業から弁護士はできないとかいうことであれば、弁護士に対する非常に失礼な説明だと思います。ですので、こういう説明を維持されるのかも含めてちょっとご検討いただきたいというのが最後のところだけに絞った感想です。

JICA：できないと申し上げたつもりはないのでございますけれども、今まで日弁連さんに受けていただいているものは、先ほど申しましたように、弁護士の能力向上を全体としてどういうふうにやっていくかというところに注力しているものに限定をされておりまして、このように立法準備作業を扱うというものについてはやっていただいたことはございません。そもそもこういう国別研修自体がほとんどないというのが実態なのでございますけれども、ということもあって企画競争に付したときに日弁連さんに積極的にこちらからお話をするとはいたしませんでしたというのが事実でございます。

今回のご指摘を踏まえて、日弁連さんの事務の方とはお話をいたしまして、今後は応募

するかしないかということについては是々非々で検討していきますので、声はかけてくださいというふうにご回答を頂戴しておりますので、そういう姿勢でこちらも対応していかなければならないというふうを考えております。

委員：だから、是々非々の交渉は結構ですけれども、その前提として立法準備作業の中身を示さないと相手も対応のしようがないと思いますので、それを繰り返し申し上げておきます。

委員：私から1つ、細かい質問ですけれども、研修のA、Bというのは何かこの説明を読むと全く同じような研修のように見えるのですけれども、閲覧資料に入っている経費内訳表を見ると、研修1のほうは教材費がほとんど出てこないのですけれども、研修2は結構高額な教材費が出ているのですけど、これはどういうことなのでしょう。もともと研修が別のものであれば、それはそれで当然だと思うのですけど、このAとBというのは全く同じものではなくて、違う研修なのですか。

JICA：別の研修で、研修の日程も違いますし、それから、研修を受けている人、研修員も違います。

委員：案件シートに書いてある説明を読むと同じことがAとBで書いてあるので、同じ研修を2回やるのかなと思ったのですけど、そうではなくて、内容が違うのをAとBとでやっているというふうに理解してよろしいですか。

JICA：はい。研修の案件の目標として同じことが記載されておりますけれども、研修の中身は若干異なっております。もちろん共通している箇所もございます。

委員：わかりました。

委員：質問ではないですが、時間の関係で1点だけですけれども、木村先生のお話にもありましたけど、立法準備作業という中身が例えば法制審議会でも犯罪被害者権利保護法制についてどういう議論がなされているかなんていうことでいいのであれば、おそらく委員の中には大学教授も弁護士もいるから適切だと思うのですよね。それに対して法務省の立法担当者がやるような専門的なスキルを身につけたいということであれば弁護士は不適任だということになるだろうから、そういう意味で何を求めている研修なのかというのを明らかにするというのは確かに意味のあることだろうと。

それから、講師の顔ぶれを見ると、犯罪被害者の会の有名な方とか、犯罪被害者支援委員会事務局次長の弁護士、一定の肩書を有する弁護士、中央大学の先生、こういう講師の顔ぶれをあらかじめ想定して、こういう研修をしたいというところまで考えての案件だとすると、そもそも競争性云々の問題以前に一本釣りですべてから講師を手配して、JICA

が直接手配して特命随契でやれば良いような案件で、そもそもこれをこれだけいろんな顔ぶれの人の研修を、しかも法分野が全然違うものについて競争性を付与しようということ自体がそもそもおかしいのではないかという気もするので、その辺も参考に今後検討いただければと思います。

委員：ほか、ご意見等ございませんね。よろしいですね。では、この件はこれで、どうもありがとうございました。

JICA：幾つか宿題をいただきましたので、JICA東京と確認をした上で、またフォローをさせていただきます。

No. 9 2015-2017年度課題別研修「リサイクル制度設計」(1年次)

委員：次は9番目、2015—2017年度課題別研修「リサイクル制度設計」ということで、これは木村委員のほうからJETROの業務との関係を確認したいためということで選定されております。

委員：実はこれはそこに書いたように、JETRO業務との関係をちゃんと示してくれば、もうそれで終わらせるつもりで、書面の資料だけでも結構だと申し上げたのですが、実はそのJETRO業務との関係について非常にぶっきらぼうな回答をいただきまして、ちょっとあれでは説明になっていないので、個人的に結構ですので、後で改めて、法令とか中期計画との関係を含めてきちんとした説明を求めたいと思います。そういうことで私のリクエストは書面に代えさせていただきたいと思います。

ついでですのでお願いですが、JETROとJICAの研修というのはかなり重なっているところもあるはずなのですよね。そういう意味で、JETROのアジ研とかに委託しているものがほかにあるのかどうか。ありますか。

JICA：アジア経済研究所との関係でいいますと、委託という形ではあまりないかと思うのですが、私どもも研究所がございまして、アジ研の研究員の方にいわゆる客員研究員のような形で我々の研究所の研究にも携わっていただいている例はあったはずだと思います。

委員：そうですか。その辺、何かもう少し具体的な例とかをお示しいただけるとイメージしやすいので、今後のために何か手始めの資料をいただきたいというリクエストを追加で申し上げます。

それから、意見としては、先ほど、モロッコの場合でも申しましたけれども、やっぱり研修生の受け入れとか、共通するところはあるわけですので、その辺の連携をしっかりとっていただきたいと思います。以前の政独委で、中期計画や中期目標の作成段階でも同じようなことを言ったと思うのですが、そういうことはぜひ配慮していただきたいと思います。

さらに言えば、JICAとしてもJETROに対してJICAに役に立つような研究をやっていただくような、そういう働きかけをしていただきたい。先ほどのモロッコなんかの投資促進なんかはおそらくJETROの方がちょっと手を伸ばせばできる研究だと思います。そういう働きかけをぜひお願いしたいという要望でございます。

No. 10 2015年度青年研修「インド／経済行政（産業振興）コース」

委員：次、最後の案件に行きたいと思います。2015年度青年研修「インド／経済行政（産業振興）コース」ということで、これは乾委員が選んでおられまして、青年研修の実施場所、研修内容、対象国の選定プロセスについての説明をいただきたい、競争者がかなり限定的になると思われるというような選定理由を書いておりますけれども、委員のほうからご質問があれば。

委員：別に九州センターのインドに決め打ちというよりは、青年研修というのは基本的にやれるところをまずアンケート調査何かして、そこに応募してもらう国があるかどうかをセレクションして、最終的にそれがミートすればそこにやってもらうというような基本的な流れになっていると私は理解しているのですが、そこでそもそもここにならざるを得ないのではないかなと思うので、これが一者応札というか、ほかの競争性を担保できるかという、あまりないのではないかなと思ったので、類型化の中で1つ青年研修が特別というか、そういう普通の競争性とは違うのではないかと。ただ、その自治体の中で、例えば九州の中でこれができる企業がいるかというのを確認することというのはあるかもしれないとは思いますが、私の理解が間違っていなければ、そこを教えていただければと思います。

JICA：今、委員のおっしゃったとおりなのですが、まず要望調査のプロセスとして、国内機関のほうから概要としてある程度継続性とか、実績やリソースがいそうかというところを念頭に入れつつ、国であるとか、研修内容の情報を出すということになります。それを受けて在外要望調査をいたすと。ただ国別の割り当て数が決まっていますので、なかなかマッチングがうまくいくかどうかというところはございます。それをあわせて、ほかの国内機関から出てきた数を総合的に判断しながらということになりますので、必ずしも我々が出したものがすぐ決まるということではないと、そういうシステムになっているところでもあります。

その意味で、そもそも地方で行う場合の団体であるとか、組織というものは、大都市圏に比べると限られているところがあると思います。あわせて、今申し上げたようなマッチングプロセスがありますので、なかなか、書いておりますように、団体からすると予見性、今年あるのか、来年はあるのかという予見性が立ちにくいところがあるのだらうと思います。あわせて、2週間、3週間程度の研修ですので、なかなか幾つかの団体がぜひうちでやりたいというのを積極的に手を挙げてくれるところがあるかどうかというところ

もなかなか厳しいところはあるのかなというように思います。そういう中で何とか声がけをしつつ、できる限りの複数の団体に手を挙げていただけるような競争性を確保すべく努力しているというのが現状です。

委員：内容はわかりましたし、ただ、もう一個、価格の妥当性の検証というのは多分単価か何かが決まっています、それを受けられるところが手を挙げているような気がするのですが、そこも高くないということとちゃんと担保すべきだと思いますし、これそのものよりは青年研修というか、それはこういう理由でこうなっていますというのは何か組織的にもあっていいのではないかと思いますので、コメントです。

委員：ほかにご意見はございませんでしょうか。では、この件はこれで、どうもありがとうございました。

一応予定していました審議対象案件は終わりましたので。

司会：どうもありがとうございました。

2. 2017年度の契約監視委員会の運営について（案）

【資料2】2017年度の契約監視委員会の運営について（案）

司会：それでは、引き続きまして、資料2に基づきまして、来年度の契約監視委員会の運営方針について調達部のほうから説明していただきます。

JICA：それでは、資料2のご説明をさせていただきますが、基本的には従来どおりの審議対象案件をやらせていただきまして、来年度も今年度同様に4回の開催でやらせていただければと思っております。今年度同様に、第1回のときに調達等合理化計画についてもご説明させていただきますけれども、これも5月の中旬ないしは下旬をめどに事前に合理化計画の素案をお送りさせていただきますので、できれば事前にコメント等をいただいた上で当日の審議をスムーズにさせていただければと考えております。

それから、前回、前々回だったですか、参加意思確認公募、研修委託契約以外の参加意思確認公募についての点検作業というのを第1回、第3回のところで頭出しをさせていただいております。件数的にはそれほど多いものではないと考えております。

逆に、第1回のところの主な審議対象になっております2回連続一者応札・応募の点検の件でございますけれども、従来は全件対象でやっていただいておりますので、大体10件前後でおさまっていたのですが、今年度の現在の状況ですと、12月末までの時点で2回連続一者応札・応募の対象が15件になってございまして、第4・四半期も含めるともうちょっと件数が増えると。そうすると、全件対象でやりますには若干時間が厳しいかと思っておりますので、もしご了解いただけるのであれば事前に案件をご提示させていただきまして、その中から各委員に選んでいただいたものを8件から10件審議するというような形で今回やら

せていただければと思います。

それから、あと、全体に関するところで、今日の審議の中でも類型化、あるいは従来から繰り返し指摘いただいている点に関してももう少し整理して効率的にできないかという点については、次回以降、監視委員会の案件、それから、方針のご説明をする上では調達部のほうとしてもこの点を改めて念頭に置きながら、もう少し整理した形でのJICA組織全体としてのご説明につながるような形でやらせていただきたいと思います。

運営方針の案に関しては以上でございますけど、もしご意見、コメント等ございましたら。

委員：前回、最後に一言申しましたが、参加意思確認公募の手續について、何か見直すとかいうご方針はないのですね。

JICA：仮に手を挙げるところがあった場合ということでございますね。

委員：そういうことを含めて、前回瑣末な話を申しましたが、後から考えるとかなり大きな問題にかかわると思うのです。要するにJICAのやり方というのは参加意思確認公募の段階で言ってみれば指名競争入札をスタートする、そういうスキームですね。でも、国の省庁でやっているのを改めて確認すると、この段階の手續、公募意思確認とかと言っていると思いますけれども、あれはあくまでも市場調査のためのものであって、契約手續は別だと、そういう考え方ですね。なおかつ、第三者委員会を必ずかませるとか、省庁によってはやっていると思いますので、かなり慎重な手續をとっているのが多いと思うのですが、JICAとしてあれを変える意向がないのかどうかというのが1点確認と、もう一つは、どこを組織を参考にして手續をつくられたのか、教えていただけますか。

JICA：まず1点目のご質問に関してですけれども、私どもが現在やっております参加意思確認公募は、いわゆる参加したいという意思確認というよりも、参加意思確認公募をやるという判断をする時点でかなり特命随契に近い要件を備えている場合に限定して実施をしているところがございます。ただ、ほんとうにそれ以外に手を挙げられるところがないかどうかということを確認するという意味においてやっているものでございますので、確かに委員がおっしゃるような形でこの参加意思確認公募の制度を運用している公的団体も多数あることは我々承知しているのですけれども、一応、現在の我々の参加意思確認公募に関しては現実的に特命随契に近い要件を備えたものに対しての実施ということでやらせていただいております。

第2点目に関しては、すみません、今すぐに、私の手元にはございませんので、後ほど確認して回答させていただきます。

委員：ということで、結局、当面変えるつもりはないということですね。

JICA：はい。

委員：かなり緩いと思いますよ。私が知っている国の省庁でやっている手続よりも緩い。第三者性も乏しいと思いますので、改めたほうがいいのではないかという感触はありますけれども、あまりその辺は深入りしないということで、そういう心積もりでおりますが、場合によってはまた蒸し返すかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。

JICA：承知しました。こちらの実態としては研修委託契約以外の参加意思確認公募はほぼ実績としては始まってまだほんの数件しかございませんので、やっている中でやはり問題が出てくれば当然見直しもどこかのタイミングでは考えることはあり得ると思っております。

司会：それでは、本日の契約監視委員会はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

2016年度第4回契約監視委員会：一者応札・応募の個別点検対象契約リスト（2015年度契約）

資料1

1. コンサルタント等契約

(敬称略)
(数字は各委員の優先順位)

	担当部署	担当課	契約区分	契約件名	契約金額 (円)	人月	契約相手方名称	地域	分野	理由	委員
1	社会基盤・平和構築部	運輸交通・情報通信グループ第二チーム	業務実施契約	フィリピン国南北通勤鉄道事業(マロロス-ツツパン)詳細設計調査	3,699,542,160	497.50	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル他	アジア	運輸・交通	契約金額が37億円であり、選定対象契約の中で最も高額である。また、契約相手方のJVを代表する「株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル」は、この契約以外にも高額な契約を受注している企業である。(不破) 金額及び合計人月が圧倒的に大きく、5社のJVが応札していることからすると、委託業務を分割することで競争性を確保する余地がないのか、確認したい。(中久保) 契約金額、M/Mが最大であること。他の円借款インフラプロジェクト形成調査でも、数社のJV・一者応札が多いが、その理由とJV形成プロセスについて、分かる範囲で説明ください。(乾)	不破① 中久保① 乾①
2	国際緊急援助隊事務局	緊急援助第一課	業務実施契約	アジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査	7,730,640	2.17	システム科学コンサルタンツ株式会社	アジア	社会福祉	最も金額・人月が小さいため。	関口①
3	社会基盤・平和構築部	運輸交通・情報通信グループ第二チーム	業務実施契約	ミャンマー国サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認調査	26,396,280	7.07	株式会社三菱総合研究所他	アジア	通信・放送	他の事業者の応募可能性がないか確認したいため。	木村①
4	東南アジア・大洋州部	東南アジア第五課	業務実施契約	フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業準備調査	364,485,960	59.00	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル他	アジア	運輸・交通	上記1（「フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツパン）詳細設計調査」）とは逆に、金額及び合計人月がさほど大きくないにもかかわらず、7社ものJVで応札した背景、及び、過剰な数でのJVの組成が競争性を阻害している実態がないのかを確認したい。(中久保) JV構成者数が一番多い。(関口)	中久保② 関口②
5	モロッコ事務所(中東・欧州部)	(中東第一課)	業務実施契約(単独型)	モロッコ国投資促進政策アドバイザー業務	17,838,000	8.80	個人	中東	商業・貿易	個人を相手方とする契約の中で、契約金額が最も高額である。(不破) この種の個人受注について、他国の状況を含めて確認したいため。(木村)	不破② 木村②
6	社会基盤・平和構築部	ジェンダー平等・貧困削減推進室	業務実施契約(単独型)	カンボジア国女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)	7,691,760	2.48	インテムコンサルティング株式会社	アジア	行政	評価分析が、一者応札になりやすい、または、ならざるを得ない理由(カンボディアの案件の例で説明して頂いても良いですし、全体的な説明でも結構です。)	乾②

2. 研修委託契約

(敬称略)

	担当部署	担当課	研修形態	調達方法	案件名	契約金額 (円)	契約相手方名称	受入人数	受入期間(日数)	分野	参加国	理由	委員
7	横浜国際センター地球環境部	研修業務課環境管理第2T	国別研修	参加意思確認公募	2015年度国別研修ウルグアイ「有機水銀分析」	5,011,044	一般財団法人日本環境衛生センター	3	21	環境管理	ウルグアイ	研修員1人1日当たりの契約金額が79,540円(=5,011,044円÷(3人×21日))であり、選定対象契約の中で最も高額である。	不破
8	東京国際センター	産業開発・公共政策課	国別研修	企画競争	2015年度国別研修中華人民共和国「犯罪被害者権利保護法制(第1.2回)、業界協会・商會法及び労災保険法」	15,124,917	一般財団法人日本国際協力センター	10,12,10 (3つの研修を1契約で実施)	10,10,11 (3つの研修を1契約で実施)	ガバナンス	中国	同類型の契約の中では金額が大きく、かつ、契約件名から想定される研修内容からすれば、実施する能力のある事業者は複数存在すると思われるにもかかわらず、一者応札となった理由を確認したい。	中久保
9	東京国際センター	経済基盤開発・産業課	課題別研修	参加意思確認公募	2015-2017年度課題別研修「リサイクル制度設計」(1年次)	2,104,048	独立行政法人日本貿易振興機構	13	18	ガバナンス	マレーシア、ミャンマー、ブラジル、ナイジェリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、レバノン、ケニア、モンゴル、メキシコ	ジェトロの業務との関係を確認したいため。	木村
10	九州国際センター	市民参加協力課	青年研修	企画競争	2015年度青年研修「インド/経済行政(産業振興)コース」	4,547,351	一般財団法人鹿児島県青年会館	14	18	民間セクター開発	インド	青年研修の実施場所、研修内容、対象国の選定プロセスについての説明を頂きたい。競争者がかなり限定的になると思われる。	乾①

1. 「フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）詳細設計調査」

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム
(2) 案件名	南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）詳細設計調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	フィリピン
(5) 契約金額	3,699,542,160円
(6) 総人月	497.5
(7) 目的	フィリピンにて事業実施が計画されている本円借款事業の対象となる鉄道土木構造物及び鉄道システムの設計基準の設定、検討された技術基準の適用下における詳細（車両、鉄道システムにあってはデザインビルトを前提としたレベルとする。以下同じ）な施工計画の提案並びに最適な工事契約形態・契約パッケージの検討を実施し、最終的に、詳細設計業務の成果品としての本円借款事業の入札図書（案）を作成する。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	総括/鉄道計画 鉄道土木計画総括 鉄道システム計画総括 鉄道システム計画・設計・積算・施工計画（信号）
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 構成員：日本コンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタント、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル、パシフィックコンサルタンツ株式会社
(10) 公示日	2015年11月11日
(11) プロポーザル作成期間	24日間（公示日含む）
(12) 関心表明者数	9者 以下の5者が契約相手方 ・株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル ・日本コンサルタンツ株式会社 ・株式会社トーニチコンサルタント ・株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 以下の4者は辞退表明

1. 「フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）詳細設計調査」

	<ul style="list-style-type: none">・ アイピーエムサービス株式会社・ 株式会社建設技術センター・ 電気技術開発株式会社・ 株式会社アルメック VPI
--	--

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

業務指示書を受領したが辞退した企業に、辞退理由について確認を行った結果、以下の回答を得た。（複数回答あり）

- ・ 自社で業務主任者が確保できない：1 者
- ・ 自社で業務従事者が確保できない：1 者
- ・ 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない：1 者
- ・ 内容に比して MM が少なく、実施が困難と判断した：1 者
- ・ 補強で参加することとした：3 者

本業務は、本年 11 月に E/N、L/A の締結がなされた円借款案件「南北通勤鉄道事業（マロロスツツバン）」の詳細設計等業務を実施するものである。

鉄道分野のコンサルタントは、組織数、人材数共に他分野と比較して多いわけではないため、そもそも多数者の応募を想定するのは厳しいのが実情である。さらに本業務と同時期に、「ミャンマー国ヤンゴン環状鉄道改修事業詳細設計調査」や「バンコクーチェンマイ高速鉄道整備事業準備調査」等の鉄道に係る大規模な業務が開始したため、鉄道分野のコンサルタントが極めて不足している時期であった。

本業務に関して、9 者が業務指示書を受領したが、5 者 JV による 1 者応札となった。辞退した 4 者のうち 3 者は補強で参加することとしたとの回答があった。

今回プロポーザルを提出した JV（5 者）のうち 4 者は、過去 5 年の間に、本事業の協力準備調査や、マニラ首都圏の都市鉄道に係る調査を複数受注しており、他の社と比べて、本件実施の背景、関連情報、知見・経験を有している。また、JV を構成するもう 1 者は、共同企業体代表者等と類似業務（ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ 1 詳細設計策定調査）の実績を有している。

当機構としては、各者が単独でプロポーザルを提出して企画競争となることも期待したが、本業務が詳細設計業務を含む極めて大規模の案件であり、各者とも単独で受注できるほどの人員を確保できなかったこと、また、各者の情報・知見・経験を活かし、適材適所の人員を配置して JV を組んで応札したほうが質の高い業務を提案できるとの考えから、JV 結成との判断に至ったものと推察される。

なお、補強での参加となった 1 者から、「内容に比して MM が少なく、実施が困難と判断した」との説明があった。

辞退した残りの 1 者の辞退理由は「自社で業務主任者が確保できない」、「自社で業

1. 「フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）詳細設計調査」

務従事者が確保できない」、「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」とのものであった。同社は道路・トンネル・橋梁・河川等の土木インフラの設計を主な業務とする会社であり、鉄道車両や鉄道システムに係る人材の確保が困難であったため、上記回答があったものと推測される。

（2）今後講ずる対策

上記（1）に記載のとおり、本件に限らず、海外業務に対応できる鉄道分野のコンサルタント数自体が限られていること、及び、日本政府のインフラ輸出戦略を踏まえ鉄道分野のプロジェクトが増加かつ大型化傾向にあることを踏まえると、一者応募となるケースは今後もあり得ると思われる。鉄道業界団体との定期的な意見交換の実施、本邦技術活用（STEP）や無償資金協力案件に関する本邦企業向け説明会の実施、プレ公示による情報開示の前倒しの実施等で対応したい。なお、日本政府の政策として、円借款のさらなる迅速化が打ち出されており、類似案件の重複を避けるために公示の時期を後ろ倒しにするという対応は難しいことが多い。

また、本案件に限らず、プレ公示の前広な実施、実施済準備調査報告書等の本件調査に有用な情報提供を明示する等取り組んでおり、これらの取組みは今後も続ける予定である。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	類似業務の経験：鉄道土木計画に係る各種業務 対象国又は同類似地域：フィリピン及び全世界での業務経験 語学：英語
② 契約の経緯	本案件に先立ち、本円借款事業に関連する協力準備調査や補足調査等の先行案件を実施している（いずれも一者応募であり、本案件の共同企業体代表者である株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル他が受注）。本案件の選定手続きにあたり、これらの先行案件の調査報告書を参考資料として提供しており、新規参入を促す取り組みは行っている。
③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability）	特に無し
④ 継続性 （後続事業あり）	本案件は南北通勤鉄道事業の設計業務であり、今後施工監理業務の発注が見込まれる（発注者は当機構ではなくフィリピン側となる）。

1. 「フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）詳細設計調査」

⑤ その他	特に無し
-------	------

2. 「アジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査」

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	国際緊急援助隊事務局 緊急援助第一課
(2) 案件名	アジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	アジア地域
(5) 契約金額	7,730,640円
(6) 総人月	2.17
(7) 目的	国際緊急援助隊（JDR）医療チームのパブリックヘルス分野における支援拡充策の検討に資する調査。具体的には①発災前からJICA等が実施していた既存の開発事業と緊急援助活動の連携、②緊急対応期にJDR医療チームが実施するパブリックヘルス活動の整備、③復旧復興期にJICA等が実施する中長期支援への橋渡し、という3つの課題を検討するために必要な情報収集、及びJDR医療チーム課題検討会等への提言。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	① 保健全般／災害援助 ② 公衆衛生
(9) 契約相手名称	システム科学コンサルタンツ株式会社
(10) 公示日	2015年12月2日
(11) プロポーザル作成期間	16日間
(12) 関心表明者数	5者 ①アイ・シー・ネット株式会社 ②クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社 ③システム科学コンサルタンツ株式会社 ④株式会社タック・インターナショナル ⑤NPO法人HANDS

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

公示時に5者が業務指示書を受領したが、4者がプロポーザル提出を辞退した。辞退理由としては、業務主任者が確保できない（2者）、類似業務について、自社の実績が少なかったため（2者）との回答を得た。

JICAは、当該分野（「災害緊急対応期」かつ「公衆衛生」）に類似する先行案件がない。このため、業務指示書では、「保健」全般の調査経験を条件とし、「災害緊急対応期」の経験は条件としなかった。

2. 「アジア地域緊急対応期におけるパブリックヘルスに関する調査」

しかしながら結果的に一者応募となった。

(2) 今後講ずる対策

今後、当該分野の調査において、関心のある民間企業等との面談を通じ意見聴取した上で業務仕様書の改善を行い、関心のある社に対し積極的に応募勧奨を図るよう配慮する。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<p>対象国：アジア諸国（近年災害が発生したアジア諸国：フィリピン、インドネシア、ネパール、ミャンマー、パキスタン、タイ）</p> <p>言語：英語</p> <p>類似業務：ASEAN 災害医療・救急医療にかかる情報収集・確認調査</p> <p>参加要件：海外における保健分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。</p>
② 契約の経緯	<p>国内外の災害対応における近年の潮流から、JDR 医療チームは診療活動に留まらず、パブリックヘルスの観点を含む多様なニーズに切れ目のなく対応することが期待されている。このため国際緊急援助隊事務局は、医療チーム登録医師・看護師から成る課題検討会「Public Health」を設置した。併せて、同検討に資する情報を収集・整理するため、本件調査を実施することとした。</p>
③ 要員確保 （コンサルタントの Availability）	<p>上記2（1）のとおり、類似の先行案件がないため、保健分野全般で調査経験を有することを条件とした。保健分野の業務経験がある社として、関心表明を行った5者（上記1.（12））のほか、フジタプランニングなど複数者の参加が期待された。</p>
④ 継続性 （後続事業あり）	なし
⑤ その他	なし

3. 「ミャンマー国サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認調査」

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム
(2) 案件名	サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	ミャンマー
(5) 契約金額	26,396,280円
(6) 総人月	7.07
(7) 目的	ミャンマーのサイバーセキュリティにおける、戦略、政策、対策状況、課題及び先方ニーズ等の情報を収集し、我が国による支援内容の方向性を確認、検討する。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	業務主任／サイバー戦略 セキュリティ対策計画 セキュリティアセスメント 脆弱性診断 データセンター評価
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社三菱総合研究所 構成員：八千代エンジニアリング株式会社
(10) 公示日	2015年5月27日
(11) プロポーザル作成期間	17日間
(12) 関心表明者数	12者 八千代エンジニアリング 日本工営 ワイ・エス・ケイ コンサルタンツ パスコ 三菱総合研究所 情報通信総合研究所 大和総研 マカフィー エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ シマンテック 日立製作所 丸紅プロテックス

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

関心表明企業に確認を行った結果、以下の回答を得た。

- ・ 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない：4者
 - ・ 類似業務について自社の実績が少なかった：4者
 - ・ 業務との不一致ないし情報収集目的：2者
 - ・ 未回答：2者
- （一部重複回答あり）

ヒアリングの結果、5者が『自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない。』ないし、『類似業務について自社の実績が少なかった。』の両方及び、いずれかの回答であった。本調査の内容として、サイバーセキュリティに関しての、国家戦略、法令等の政策面の確認、及び、セキュリティ対策の脆弱性診断・データセンターアセスメント等の技術的な調査を経て、我が国の支援及びODA事業の検討ということを行う内容であった。関心表明企業の多くは、上記3要素にかかるいずれかの分野での実績はあるものの、全ての分野の実績を一者で保有している企業はなかった。

公示前に情報通信技術に係る業務を実施しているコンサルタント企業、民間ICT企業等と面談を行った際に、公示前情報としての情報提供は行っていたが、結果として、特にセキュリティ技術者を有する企業との共同企業体ないし補強等の連携が困難だったと思われる。

セキュリティ技術者を有する民間ICT企業にヒアリングしたところ、現在セキュリティコンサルタントは国内でも売り手市場であり、金額規模の小さい調査事業への派遣は、エンジニアアサインのための社内調整が困難なことが多いとの回答があった。

(2) 今後講ずる対策

今後もサイバーセキュリティ分野の支援にかかる調査においては、開発途上国の現状把握のため、政策面および技術面を確認した上で、ODA事業での検討が必要となると想定される。調査に際し、必要な実績、技術を有する企業が分かれる場合で、かつ調査の分割が困難である場合には、共同企業体の結成ないし補強が促進されるよう配慮を行うようにしている。

なお、本件の後実施した、ベトナム「サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認調査」（2015年11月～2016年6月）においては、上記対策を実施した結果、2者応札による競争となった。（三菱総合研究所・八千代エンジニアリング及び、国際開発センター・サイバーディフェンス研究所）

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<p>対象国 : ミャンマー国及び全途上国での業務経験 (企業としての上記実績は求めず)</p> <p>言語 : 英語</p> <p>類似業務 : サイバーセキュリティ関連業務</p> <p>参加要件 : サイバーセキュリティ分野に係る調査業務経験を有し、同分野の技術者を配置できること。</p>
② 契約の経緯	<p>ミャンマー政府から無償資金協力による機材整備の要請を受領。しかし、要請機材を十分に活用するにあたっては、ミャンマー国における政策面、組織面、技術面の不足があると考えられ、詳細な現状確認が必要であった。そのため、ミャンマー国がサイバーセキュリティ向上に取り組むに際し、強化すべき事項や優先度を整理し、かつ、我が国による支援可能な分野を検討するための情報収集・確認調査を行うこととなった。</p>
③ 要員確保 (コンサルタントの Availability)	<p>情報通信技術分野案件での協力実績があるコンサルタントとして三菱総合研究所、日本開発サービス (JDS)、海外通信・放送コンサルティング協力 (JTEC) 国際開発センター (IDCJ) 等の企業の参加が期待された。一方で、JICAのサイバーセキュリティ分野での調査実績は2012年以降なく、各社の技術者有無も不明であったため、情報通信技術分野のコンサルタント企業に加え、民間 ICT 企業等との面談において、参加検討の打診を行った。</p>
④ 継続性 (後続事業あり)	<p>本調査は将来的な案件形成を見据えた内容であり、後続事業に繋がる可能性を有した調査となる。</p>
⑤ その他	<p>ヒアリングにおいて、JICAの公示・入札内容、プロセス・内容への不満は聞かれなかった。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
(2) 案件名	メガマニラ圏地下鉄事業準備調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	フィリピン
(5) 契約金額	364,485,960円
(6) 総人月	59.00
(7) 目的	メガマニラ圏地下鉄事業について、フィリピン政府による線形の決定プロセスを側面支援するとともに、決定された線形につき、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査及び詳細設計・入札図書（案）作成を行う。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	1) 総括/都市鉄道計画、2) 土木・施設計画、3) 車両・運転計画、4) 電気・機械計画、5) 信号・通信計画、6) 車両基地計画、7) 事業費積算、8) 都市計画、9) 運営・維持管理計画、10) 交通需要予測・交通調査、11) 災害リスク評価・対策（土木）、12) 経済・財務分析、13) 環境社会配慮（社会環境）、14) 環境社会配慮（自然環境）、15) 駅前開発計画、16) 地下街開発計画、17) エキナカ事業計画、18) 非鉄道事業収益分析、19) 事業評価、20) VfM分析/PPP組成計画、21) PPP法制度/PPP財務計画、22) 資金計画、23) 法的アドバイザリー、24) 広報・メディア対策、25) 業務調整/都市鉄道計画補助
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 構成員：東京地下鉄株式会社、日本コンサルタンツ株式会社、株式会社アルメックVPI、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタント
(10) 公示日	2016年1月13日
(11) プロポーザル作成期間	24日間
(12) 関心表明者数	5者 1) デロイト・マツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 2) 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 3) 株式会社長大

	4) 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル 5) 日本コンサルタンツ株式会社
--	---

1. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

本調査は、F/SとD/Dの一括実施に加え、鉄道事業のみならず地下街・駅ビル開発事業やエキナカ事業といった非鉄道事業、さらにはPPPの活用を含めた資金計画の検討も重要な要素として構成されており、業務主任には、豊富な経験に裏打ちされた多様な専門分野を統率する高度な能力が求められる。

ヒアリング結果で1者が「業務主任者が確保できない」を挙げているとおり、このような業務主任をまず確保することが応募の鍵を握ると考えられる。また、同じくヒアリング結果で1者が「単独での実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」としているとおり、共同企業体の結成や補強相手の確保など多岐にわたる専門性をいかに動員するのもポイントとなると考えられる。

(2) 今後講ずる対策

- 業務指示書において、業務主任者の国籍や補強の活用等の実施体制の柔軟性が確保できるよう配慮する。
- 業界団体等への情報提供等を通じた関心の喚起に努める。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	対象国 : フィリピン国及びその他全世界 言語 : 英語 類似業務 : 地下鉄を含む都市鉄道事業計画に係る各種調査業務 参加要件 : 海外における鉄道事業の事業化及び詳細設計に係る調査業務経験を有し、同分野の技術者を配置できること。
② 契約の経緯	「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」(2013年度)で提案された地下鉄事業につき、「マニラ首都圏地下鉄事業情報収集・確認調査」(2015/2～2015/10)を実施。本調査は、「メガマニラ圏地下鉄事業」の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査及び詳細設計・入札図書(案)作成を行うもの。
③ 要員確保 (コンサルタントの	本事業は、フィリピン国において初めての地下鉄を整備するものであり、これまでフィリピン国もしくは他国で

4. 「フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業準備調査」

Availability)	<p>類似の業務経験があり、多くのエンジニアを抱えるコンサルタント（①株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、②日本工営株式会社、③八千代エンジニアリング株式会社、④株式会社パデコ、⑤株式会社アルメック VPI、株式会社、⑥日本コンサルタンツ株式会社、⑦株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル、⑧パシフィックコンサルタンツ株式会社等）が応募検討可能と考えていた。結果として、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、東京地下鉄株式会社、日本コンサルタンツ株式会社、株式会社アルメック VPI、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタントの7社JVによる応札となったもの。</p>
④ 継続性 (後続事業あり)	<p>本調査は、フェーズⅠとしてメガマニラ圏地下鉄事業の事業化調査（F/S）を、フェーズⅡとして詳細設計業務（D/D）を行うものである。フェーズⅡの実施は、①フェーズⅠの業務内容、結果を踏まえて、フィリピン政府よりSTEP 案件の円借款として、正式に要請されること、②JICA 審査を踏まえ、日本政府による審査後勉強会を経て、日本政府により円借款の供与方針がセットされること、が満たされた場合に継続契約として実施することとしている。</p>
⑤ その他	<p>ヒアリングにおいて、JICA の公示・入札内容、プロセス・内容への不満は聞かれなかった。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	モロッコ事務所(中東・欧州部中東第一課)
(2) 案件名	投資促進政策アドバイザー業務
(3) 業務区分	業務実施契約(単独型)
(4) 対象国	モロッコ
(5) 契約金額	17,838,000円
(6) 総人月	8.8
(7) 目的	モロッコに対する投資動向、同国の投資環境及びその整備に係る取組やその実施体制の分析を通じ、同国への投資促進に向けた課題を整理した上で、戦略性の高い民間連携事業等の検討等を実施し、投資促進庁(AMD)における日本からの投資促進に係る機能強化を図る。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	アドバイザー業務(格付:2)
(9) 契約相手名称	個人
(10) 公示日	2015年10月14日
(11) プロポーザル作成期間	15日間
(12) 関心表明者数	1名

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

- ・投資促進政策アドバイザーは人材リソースが非常に限られている分野であり、応募が少ないことが通例。
- ・加えて、同分野の業務について、アジア地域を希望する専門家人材は比較的多いが、その他地域(中東・アフリカ・中南米地域)はより限定的。
- ・さらに、伝言による業務実施可能な人材が非常に少ないため、本案件については応募者が1名に留まったものと考えられる。

(2) 今後講ずる対策

- ・本アドバイザーの後続案件は予定されていないものの、今後同様の案件を実施する場合は、より早期にプレ公示を行うことにより、応募者の検討時間や準備時間を増やし、応募しやすい環境をつくる。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<p>対象国/類似地域：モロッコ/全途上国（本邦含む。）</p> <p>語学の種類：フランス語</p> <p>類似業務：海外投資促進に係る各種業務</p> <p>参加要件：特になし</p>
② 契約の経緯	<p>先行案件として、JICAは2013年9月から2年間「投資促進政策アドバイザー」をAMD Iへ派遣。AMD Iによる日本企業誘致活動への全面的な支援を通じ、日本企業に対する適切な情報提供及びコンサルテーションが行われるよう組織能力強化に貢献、その活動・成果はAMD Iから高く評価された。その成果を踏まえ、戦略性の高い民間セクター連携強化推進に向けた案件の検討、発掘、フォローの実施を通じ、AMD Iにおける日本の投資促進に係る更なる機能強化のため、モロッコ政府から、投資促進政策アドバイザー派遣の要請が改めてあったもの。</p>
③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability）	<p>先述2（1）の通り「海外投資促進に係る各種業務経験」を有する人材は非常に限られており、その中で「仏語」による業務実施可能な人材は著しく要員確保が困難な状況。</p>
④ 継続性	<p>後続事業なし。</p>
⑤ その他	<p>特になし。</p>

2013～2016年度業務実施契約（単独型）における個人との契約件数

契約方法／年度	年 度	2013	2014	2015	2016 (暫定)	総 計
企画競争（今年度新規締結）	1者	5	5	4	1	15
	2者以上	28	18	18	7	71
	合計	33	23	22	8	86
実質継続契約（初年度に企画競争実施）	1者					0
	2者以上		1			1
	合計		1			1
特命随意契約		1			1	2
総 計		34	24	22	9	89
業務実施契約（単独型）契約全体に占める個人との契約の割合	全件数	711	592	536	379	2,218
	割合	4.8%	4.1%	4.1%	2.4%	4.0%

※ 2016年度は1月分までの実績

6. 「カンボジア国女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)」

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室
(2) 案件名	女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)
(3) 業務区分	業務実施契約(単独型)
(4) 対象国	カンボジア
(5) 契約金額	7,691,760円
(6) 総人月	2.48
(7) 目的	前フェーズにて構築された既存のジェンダー主流化メカニズムを活用し、女性企業家支援及びビジネス環境整備を促進するためのシステム構築を目指す「女性の経済的エンパワーメント促進プロジェクト」の協力計画策定のための必要な調査を行うこと。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析(コンサルタント)
(9) 契約相手名称	インテムコンサルティング株式会社
(10) 公示日	2015年10月7日
(11) プロポーザル作成期間	15日間
(12) 関心表明者数	1者 インテムコンサルティング株式会社

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

- ジェンダー分野の専門家(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)の数自体が限られている。
- 2015年8月~10月(本件公示と同時期)の間にジェンダー関連の類似業務の単独型5件、業務実施で1件が公示されており、本件と重複しており、ジェンダー関連のコンサルタントの関心が分かれた。

(2) 今後講ずる対策

- 極力、JICA内でジェンダー分野の公示が重ならないように調整の努力をする
- 当該分野のコンサルタントの裾野を広げるため、能力強化研修「ジェンダー主流化」を実施する。

6. 「カンボジア国女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査(ジェンダーに配慮した社会・経済分析/評価分析)」

- 早期にプレ公示やプレ公募を行うことにより、応札者・応募者が、日程調整を行い易くする。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	対象国/類似地域：カンボジア/全途上国 語学の種類：英語 類似業務 ジェンダーに配慮した社会・経済分析および評価分析に係る各種業務 参加要件：特になし
② 契約の経緯	カンボジア政府は、既存のジェンダー主流化メカニズムを活用し、女性企業家支援及びビジネス環境整備を促進するためのシステム構築を目指す「女性の経済的エンパワーメント促進プロジェクト」が要請されたもの。
③ 要員確保 (コンサルタントのAvailability)	ジェンダー分野の専門性を持つ人材は限られているため、人材確保については容易ではない状況がある。
④ 継続性 (後続事業あり)	現在、詳細策定計画を経て、案件実施段階にある。
⑤ その他	特になし。

2013－2015年度「評価分析」案件の契約件数

区分 / 年度			2013	2014	2015	総 計
業務実施契約	1者応札	件数	0	0	0	0
		割合				0
	2者以上	件数	0	0	1	1
		割合			100.0%	100.0%
	合計		0	0	1	1
業務実施契約 (単独型)	1者応札(A)	件数	25	18	39	82
		割合	9.7%	8.3%	18.0%	11.8%
	2者以上	件数	233	200	178	611
		割合	90.3%	91.7%	82.0%	88.2%
	合計		258	218	217	693
総 計	1者応札(B)	件数	25	18	39	82
		割合	9.7%	8.3%	17.9%	11.8%
	2者以上	件数	233	200	179	612
		割合	90.3%	91.7%	82.1%	88.2%
	合計		258	218	218	694
コンサルタント等契約 (実質継続契約除く) 全体に占める評価分析 案件の 1者応札に係る割合	全 件 数 (C)	1,114	982	920	3,016	
	割 合 (B)/(C)	2.2%	1.8%	4.2%	2.7%	
うち、業務実施契約 (単独型)に占める 評価分析案件の 1者応札に係る割合	全 件 数 (D)	692	586	525	1,803	
	割 合 (A)/(D)	3.6%	3.1%	7.4%	4.5%	

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	横浜国際センター
(2) 研修コース名	2015年度国別研修ウルグアイ「有機水銀分析」
(3) 研修受入形態	国別研修
(4) 研修分野分類	環境管理
(5) 研修受入期間	2015/5/10-2015/5/30
(6) 参加人数・参加国	3名 ウルグアイ
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	1) 環境試料(水・堆積物・土壌・生物体)に含まれる有機水銀の分析手法を学び、ウルグアイで必要な分析施設の環境(分析器具や試薬等)を理解する。 2) 日本の水銀汚染防止等の取組み事例や日本の水銀汚染の歴史的背景、社会的影響、具体的な有機水銀対策状況とそれに必要な技術を、視察を通じて理解する。
(8) 契約金額	5,011,044円 (精算確定金額4,655,322円)
(9) 契約相手名称	一般財団法人日本環境衛生センター(日環センター)
(10) 公募期間 (参加意思確認公募)	15日間
(11) 関心表明者	一般財団法人日本環境衛生センター(日環センター)※

※現行制度前までは「特定者」を公示せずに公告していたため、「特定者」であっても、公募参加確認書を提出する必要があった。

2. 一者応募となった背景・要因

(1) 背景・要因

本研修は単独案件(=技協個別案件(研修))であるが、同分野の個別専門家派遣要請と一体となり要請・案件採択された経緯がある。つまり、同専門家派遣による協力成果を発揮させるには、途上国の現場での実践的技術指導の前に、基本的な実験器具や試薬等への理解と正確な分析のための基本手順や実験器具の操作方法を理解していることが必要であったことから、本邦研修実施団体と派遣専門家所属団体を一致させるとともに、本研修を専門家派遣に先行し実施することが企画された。

有機水銀の分析は極めて高度な技術を要し、技術移転が可能な機関は日環センターと国立水俣病研究センター(国水研)に限定されるが、後者は国水研の研究に関連した案件の研修以外は受け入れておらず、一部のコマのみなら受け入れ可能ということであったので、本研修においては総水銀とメチル水銀分析技術に係る講義と見学のみを依頼することとし、日環センターでの研修を行うこととした。日環センターについては、分析技術移転のみならず研修全体の企画実施マネジメント(他訪問機関との調

7.国別研修「2015年度国別研修ウルグアイ「有機水銀分析」(1年次)」

整・事務手続き実施含む)も含めて受託でき、かつ本分野における専門家派遣も実施可能とのことであったため、本研修受託については、事実上、日環センターしか選択肢が無い状況となった。

(2) 今後講ずる対策

有機水銀分析分野については、当面リソース拡大は困難と思われるが、受託可能性のある機関には広く打診することを検討したい。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 契約の経緯・変遷	参加意思確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加希望者が一者しかいなかったため、その者との契約交渉を開始した。
② 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	国立水俣病研究センター(国水研) 国水研は自所の研究に関連した案件の研修以外は受け入れていないので、公示前の12月に本研修案件の概要を説明し、研修のプログラムの一部である総水銀とメチル水銀分析技術の講義と見学研修受け入れを依頼し、実施頂いた。
③ 類似研修コースの実施実績	なし

案件情報シート

1. 基礎情報

項 目	詳細情報
(1) 担当国内機関	東京国際センター 産業開発・公共政策課
(2) 研修コース名	2015年度国別研修中華人民共和国「犯罪被害者権利保護法制（第1,2回）、業界協会・商会法及び労災保険法」
(3) 研修受入形態	国別研修
(4) 研修分野分類	ガバナンス
(5) 研修受入期間	犯罪被害者権利保護法制（第1回）（以下「A」）： 2015/10/12~10/22 犯罪被害者権利保護法制（第2回）（以下「B」）： 2015/11/11~11/21 業界協会・商会法及び労災保険法（以下「C」）： 2016/01/11~1/22
(6) 参加人数・参加国	A:10名、B:12名、C:10名
(7) 研修目的及び研修到達目標（単元目標）	A 研修目標：中国の犯罪被害者権利保護法制立法に関わる関係機関等が、当該立法作業にかかる論点につき日本の犯罪被害者権利保護法制及び実務状況への理解を深める。 単元目標 1) 日本における犯罪被害者権利保護法制の内容を学ぶ。 2) 日本における犯罪被害者権利保護法制に関する行政機関・司法機関の取り組みを学ぶ 3) 本邦プログラムで得た犯罪被害者保護法制に関する知見を深め、中国での立法作業に活用する（帰国後） B 研修目標：中国の犯罪被害者権利保護法制立法に関わる関係機関等が、当該立法作業にかかる論点につき日本の犯罪被害者権利保護法制及び実務状況への理解を深める。 単元目標 1) 日本における犯罪被害者権利保護法制の内容を学ぶ。 2) 日本における犯罪被害者権利保護法制に関する行政機関・司法機関の取り組みを学ぶ。 3) 本邦プログラムで得た犯罪被害者保護法制に関する知見を深め、中国での立法作業に活用する（帰国後）。

	<p>C</p> <p>研修目標：中国の業界協会・商会法及び労災保険法に関わる関係機関等が、当該立法作業にかかる論点につき日本の関連法令及び実務状況への理解を深める。</p> <p>単元目標</p> <p>1) 日本における業界協会・商会法及び労災保険法の内容を学ぶ。</p> <p>2) 日本における業界協会・商会法及び労災保険法に関する行政機関・司法機関の取組を学ぶ。</p> <p>3) 本邦プログラムで得た業界協会・商会法及び労災保険法に係る知見を深め中国での立法作業に活用する（帰国後）。</p>
(8) 契約金額	15,124,917円
(9) 契約相手名称	一般財団法人日本国際協力センター
(10) 公募期間	15日間
(11) 関心表明者	1者 一般財団法人日本国際協力センター

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

・法整備支援案件は、一般的に法務省法務総合研究所や日本弁護士連合会等の支援組織が想定される。但し法務省法務総合研究所は法務省直属の組織であり、委託契約の実績はない（内規で受託事業は出来ないことになっており、全てJICA直営で法務省法務総合研究所を実施機関として実施している）。他方、日弁連に委託をしている法整備分野の研修もあるが、「弁護士会向けの弁護士能力向上のための研修」という内容的に日弁連の業務に密接した内容の案件が中心となっている。研修後立法準備作業に繋げる本件は、日弁連の専門性を発揮する分野ではないと判断されたため。

・複数法分野をカバーする必要があるため、国別研修の準備（研修日程調整、アポイント取付等）に手間暇がかかり、応募候補者にとって経済的誘因が少ないと考えたため。

(2) 今後講ずる対策

・今後の案件への応募については是々非々で対応したい旨ヒアリングで回答があったことを踏まえ、日本弁護士連合会に応募勧奨する。

3. 補足情報

項 目	補足情報
① 応募要件	企画競争において定型的に付している要件以外に本件に特に付された応募要件は以下のとおり。 「本件業務を遂行する会社としての能力を有すること。また、業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。」
② 契約の経緯・変遷	技協プロジェクト「中国 市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」（2014～17FY／直営）の投入として国別研修を実施。前年度（2014年度）は「立法法」、「インターネット法」の2分野で2回国別研修を直営で実施。前年度を踏まえ2015年度は委託契約で実施することとしたもの。
③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	日本弁護士連合会。
④ 類似研修コースの実施実績	法整備分野では、日本弁護士連合会、公正取引委員会、法務省法務総合研究所、国連アジア極東犯罪防止研修所等を実施機関として年間15件程度の研修を実施。但し、委託契約は日本弁護士連合会のみ。
⑤ その他	

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	東京国際センター
(2) 研修コース名	2015-2017 年度課題別研修「リサイクル制度設計」(1 年次)
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	ガバナンス
(5) 研修受入期間	2015 年 8 月 26 日～2015 年 9 月 12 日
(6) 参加人数・参加国	13 名 マレーシア、ミャンマー、ブラジル、ナイジェリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、レバノン、ケニア、モンゴル、メキシコ
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p><研修目的(案件概要)> 途上国の持続可能な経済発展のために、資源の有効活用を目指した循環型社会の構築に対する必要性が高まる中、各国においては従来の廃棄物の排出・処理に関する規制政策だけでなく、リサイクル産業育成の視点に立った政策アプローチが求められている。本研修はその流れに沿い、日本における制度設計手法(拡大生産者責任)等を学ぶことで、リサイクル産業発展に資する政策を立案することのできる人材を育成するものである。</p> <p><単元目標> 1. (事前活動) 各国のリサイクル産業の現状が整理され、課題が抽出される。 2. 各国における循環型社会の構築が求められる背景及びその実現のための政策アプローチについて説明できる。 3. 日本のリサイクル制度及び政策アプローチの概況について理解し、自国の制度との相違が説明できる。 4. リサイクル政策の基礎となる基本概念について説明できる。 5. リサイクル関連施設を視察し、自国のリサイクル産業との相違点が説明できる。 6. 日本のリサイクル制度・取組を参考に、自国における適用可能性及びそのための課題を説明できる。 7. 自国でリサイクル産業政策を推進するための具体的取組についてディスカッションできる。</p>
(8) 契約金額	2,104,048 円
(9) 契約相手名称	独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」)
(10) 公募期間 (参加意思確認公募)	17 日間
(11) 関心表明者	なし

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

<背景>

2009～2011 年度まで旧財団法人クリーン・ジャパン・センターに「廃棄物 3R・再

資源化コース」を委託契約（同財団は 2012.3 に解散）。同財団が解散したため、その後の「アジアリサイクル産業政策セミナー」委託先として、リサイクル行政を所管している経済産業省からの情報を踏まえ、同分野の研究者がいる JETRO アジア経済研究所に 2012～2014 年度、参加意思確認公募を経て委託契約。

続く 2015～2017 年度の「リサイクル制度設計」についても参加意思確認公募により JETRO に委託契約。

<要因>

「研修実施経費が低く、人件費が捻出できないため、請け負うことが難しい。受託する場合、コンサルタント業務実施契約並みの経費は必要とされる。」と民間コンサルタント企業は考えているため。

(2) 今後講ずる対策

研修委託契約においてコンサルタント業務実施契約並みの経費の支払いは難しいため、国際協力専門員等の知見を活かしつつ JICA 東京直営での実施を検討する。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 契約の経緯・変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009-2011 廃棄物 3R・再資源化コース (A) および (B) (受託先：旧財団法人クリーン・ジャパン・センター (2012.3 に解散)) ・ 2012 年度参加意思確認公募実施 ・ 2012-2014 アジアリサイクル産業政策セミナー (受託先：JETRO) ・ 2015 年度参加意思確認公募実施
② 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<p>一般財団法人 日本環境衛生センター (但し、現在実施している JICA の研修が大気汚染対策分野等で複数あり、追加的に研修を受託出来る余力がない可能性があること、本研修は 17 年度で 3 年間の最終年度を迎えるため、上記センターと新規受託可能性の調整は行わず JICA 国際協力専門員の支援を受け JICA 東京直営での実施を検討中)。</p>
③ 類似研修コースの実施実績	<p><課題別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境管理に向けたキャパシティビルディング (JICA 東京) ・ 廃棄物に関するデータの情報収集・分析・情報管理 (JICA 横浜) ・ 総合的な廃棄物管理 (JICA 北海道) <p><国別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イラン国地方自治体における廃棄物導入計画策定 (JICA 横浜) ・ 中国水環境管理 (JICA 東京)

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	九州国際センター 市民参加協力課
(2) 研修コース名	2015年度青年研修「インド／経済行政（産業振興）コース」
(3) 研修受入形態	青年研修
(4) 研修分野分類	民間セクター開発
(5) 研修受入期間	2015年11月23日～2015年12月10日
(6) 参加人数・参加国	14名 インド
(7) 研修目的及び研修到達目標（単元目標）	<p>【案件目標】 将来のリーダーとして産業振興分野における経済行政の課題解決を担う青年層の知識と意識の向上</p> <p>【案件概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の産業振興の政策や行政体制を中心とした基本的な知識を学ぶ ・ 現場視察、関係者との意見交換等を通じ当該分野にかかる日本の経験または社会の背景等を学ぶ
(8) 契約金額	4,547,351円
(9) 契約相手名称	一般財団法人 鹿児島県青年会館
(10) 公募期間	40日間
(11) 関心表明者	一般財団法人 鹿児島県青年会館

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- ・ 短期のコースであり、契約規模の観点から応募者側（特に民間企業）のインセンティブが働きにくい。
- ・ 毎年割り当てられる実施コースが変わるため、応募者側の予見性を損ねている。
- ・ 青年研修の意義に鑑み、九州圏内の社会・文化を学ぶことができるリソース（視察先、講師等）との豊富なネットワークを有することが望ましいが、実施可能な団体は限られている。
- ・ 当該コースを受託経験のあるコミュニティコミュニケーション・サポートセンターにヒアリングした結果、2015年度は他業務との兼ね合いから青年研修に応募する余力がなかったとのこと。

(2) 今後講ずる対策

- ・ 当該研修コースを受託可能な団体の新規開拓につとめる。

- ・ 適正な公募期間を確保する。
- ・ 事業の照会に対して説明する機会・体制を拡充する。

3. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」または「B」または「C」または「D」の認定等級（資格）を有すること。 ・ 機構の一般契約事務取扱細則第4条の規程に該当しない者であること。 ・ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。 ・ 公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。 ・ 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。
② 契約の経緯・変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該研修コースは2011年度以降、毎年実施している（ただし、対象国は年によって異なる）。 ・ 2011～12年度はコミュニティ・コミュニケーション・サポートセンター、2013～15年度は鹿児島県青年会館が契約相手となったが、いずれも応募は1者であった。 ・ 一方、2016年度は2者の応募があり、選考の結果、九州海外協力協会が契約相手となった。
③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	国際協力・交流に携わる行政或いは民間の団体
④ 類似研修コースの実施実績	青年研修 地方行政コース（2015年度） 青年研修 農村振興コース（2015年度）
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年度は2者の応募があった。 ・ 2017年度については、九州センターに対して当該研修コースは割り当てられなかった。

2017 年 2 月 27 日
独立行政法人国際協力機構

2017 年度契約監視委員会
運営方針(案)

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の点検

- 競争性のない随意契約（2016 年度）の点検（任意抽出）

(2) 競争性の確保（一者応札・応募の点検）

- 2 回連続で一者応札・応募となった契約の点検（2016 年度及び 2017 年度）
- コンサルタント契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2016 年度）
- 研修委託契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2016 年度）
- 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016 年度）

(3) 各種報告

- 調達等合理化計画（2016 年度自己評価及び 2017 年度計画案）
- 契約実績（随意契約、一者応札・応募実績）

2. 開催予定

開催予定 (時期の目安)	審議／報告対象事項
第 1 回 (6 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年度の総括／2017 年度の作業計画の承認 ・ 2 回連続一者応札・応募の点検（2016 年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016 年度） ・ 調達等合理化計画（2016 年度自己評価及び 2017 年度計画案）
第 2 回 (9 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約の点検（2016 年度）
第 3 回 (12 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回連続一者応札・応募の点検（2017 年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016 年度） ・ 2017 年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募）
第 4 回 (2 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検（2016 年度） ・ 2018 年度運営方針の確認

以上